

風連町・名寄市合併協議会

第6回 基本項目等検討小委員会

日 時 平成16年 7月29日(木)
午後6時より
会 場 名寄市民文化センター
視聴覚室

1. 開 会

2. 委員長挨拶

3. 議 事

協議 第1号 継続協議事項

第2号 新規協議事項

- ① B-4 一般職の身分の取り扱いについて
- ② B-6 地方税の取り扱いについて
- ③ C-5 慣行の取り扱いについて
- ④ C-6 国民健康保険事業の取り扱いについて
- ⑤ C-7 介護保険事業の取り扱いについて

4 次回の小委員会開催について

開催日 月 日
時 間
会 場
議 題

5 その他

6 閉 会

一般職の職員の身分の取扱いについて（協定項目 B－4）

協議のポイント

- 1 職員は合併の前日をもって失職することになるため。合併後も全て身分を引き継ぐ取り決めが必要。
- 2 職員数については、新市において新たな定数を定める必要がある。この際、協議会として定数の削減に向けた意見を付するか。
- 3 職員の任免、給与その他身分の取り扱いについても、公正に処理することが合併特例法に定められており、協議会としてその旨取り決めが必要。

一般職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり協議する。



平成16年 7 月29日

風連町・名寄市合併協議会

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

協議事項	B-4 一般職の職員の身分の取扱い	関係項目
分科会・専門部会での調整方針	① 2市町般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 ② 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 ③ 職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、調整し、統一を図る。 ④ 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。なお、現職員については、現給を保証する。	

現 況		具体的な調整方法
風 連 町	名 寄 市	
(平成16年4月5日現在)	(平成16年4月1日現在)	
職員定数 【議会の事務局（監査委員会事務局）職員】 定数 2人 実人員 2人 【町長の事務部局職員】 定数 146人 実人員 139人 【選挙管理委員会の職員】 定数 1人 実人員 0人 【教育委員会の事務局職員】 定数 18人 実人員 13人 【農業委員会の職員】 定数 2人 実人員 1人 【消防職員（上川北部消防事務組合に派遣する職員）】 定数 14人 実人員 14人 合計定数 183人 合計職員数 169人	職員定数 【議会の事務局職員】 定数 5人 実人員 5人 【市長の事務部局職員】 定数 775人 実人員 726人 一般会計に属する職員 定数 270人 実人員 245人 国民健康保険特別会計に属する職員 7 5 市立総合病院事業会計に属する職員 405 395 水道事業会計に属する職員 18 14 下水道事業特別会計に属する職員 14 10 公設地方卸売市場特別会計 1 1 簡易水道事業特別会計 1 1 老人保健事業特別会計 2 2 介護保険特別会計 7 5 上川北部消防事務組合に派遣する職 50 48 【選挙管理委員会の職員】 定数 1人 実人員 1人 【監査委員の事務局職員】 定数 3人 実人員 3人 【教育委員会の事務局及び教育機関の職員】 定数 49人 実人員 44人 【農業委員会の職員】 定数 3人 実人員 3人 合計定数 836人 合計職員数 782人	

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

協議事項	B－４ 一般職の職員の身分の取扱い	関係項目	職員の職名
調整の内容			

現 況		具体的な調整方法
風 連 町	名 寄 市	
職 種 【事務吏員】 所長・課長・参事・事務長・技術長・施設長・室長・主幹次長・主任技師・係長・主査・主任・主事・生活相談員 【技術吏員】 所長・課長・参事・事務長・技術長・施設長・室長・主幹次長・主任技師・係長・主査・主任・技師・医師・看護師長・保健師・主任看護師・看護師・栄養士・薬剤師 【その他の職員】 （事務補） 主事補・事務生 （技術補） 技術補・准看護師・看護助手・主任介護員・副主任介護員・介護員・介助員・調理員 （公務補） 公務補	職 種 【事務吏員】 部長・参事監・事務局長・事務局次長・水道事業所長・部次長・室長・課長・支所長・多目的研修センター所長・消費者センター所長・保健センター所長・市民相談所長・市民会館長・下水処理場長・道路センター所長・浄水場長・生きがいホビーセンター所長・公設地方卸売市場長・参事・主幹・係長・査察指導員・主査・主任・主事 【技術吏員】 病院長・副院長・部長・部次長・医長・室長・技師長・課長・参事・主幹・看護科長・科長・医員・看護係長・保育所長・係長・主査・主任・寮長・技師・助産師・保健師・薬剤師・看護師・保育士・栄養士・調理師・准看護師 【その他の職員】 主事補・技師補・准看護師・保育士・栄養士・看護補・薬剤補・保育士補・給食婦・給食夫・汽缶補・公務補・夜警	

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

協議事項	B-4 一般職の職員の身分の取扱い	関係項目	職員の給与
調整の内容			

現 況		具体的な調整方法
風 連 町	名 寄 市	
給料表 行政職 8 級制 支給日 給料 毎月 21 日 期末勤勉手当 6 月 5 日 12 月 5 日 初任給 (一般行政職) 大学卒 2 級 5 号給 (170,700 円) 短大卒 1 級 10 号給 (148,500 円) 高校卒 1 級 8 号給 (138,800 円) (農業改良普及員) 短大卒 1 級 11 号給 (154,300 円) (保健師) 大学卒 2 級 7 号給 (184,400 円) (看護師) 短大卒 1 級 11 号給 (154,300 円)	給料表 行政職 8 級制、教育職 5 級制、医療職 5 級制 支給日 給料 毎月 21 日 期末勤勉手当 6 月 30 日 12 月 10 日 初任給 (一般行政職) 大学卒 3 級 2 号給 (170,700 円) 短大卒 1 級 7 号給 (148,500 円) 高校卒 1 級 5 号給 (138,800 円) (技能職) 高校卒 1 級 5 号給 (138,800 円) 中学卒 1 級 2 号給 (126,600 円) (保健師) 大学卒 3 級 3 号給 (177,400 円) (薬剤師) 大学卒 3 級 3 号給 (177,400 円) (診療放射線技師) 短大 3 卒 3 級 2 号給 (170,700 円) (診療エックス線技師) 短大卒 1 級 7 号給 (148,500 円) (臨床検査技師) 大学卒 3 級 3 号給 (177,400 円) 短大 3 卒 3 級 2 号給 (170,700 円) (衛生検査技師) 短大卒 1 級 7 号給 (148,500 円) (あんま、マッサージ指圧師、はり、きゅう、柔道整復師) 短大卒 1 級 7 号給 (148,500 円) (助産婦) 大学卒 3 級 3 号給 (177,400 円) (看護師) 大学卒 3 級 2 号給 (170,700 円) (准看護師) 准看護婦養成所卒 1 級 5 号給 (138,800 円)	

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

協議事項	B－４ 一般職の職員の身分の取扱い	関係項目	職員の職名
調整の内容			

現 況		具体的な調整方法
風 連 町	名 寄 市	
級別職務分類 職務の級 標準的な職務 １級 定型的な業務を行う職務(初級職員) ２級 相当高度の知識又は経験が必要とする業務を行う職務(中級職員) ３級 特に高度の知識又は経験が必要とする業務を行う職務(上級職員) ４級 係長の職務、主査の職務、主任の職務 ５級 困難な業務を処理する係長の職務、困難な業務を処理する主査主任の職務 ６級 課長補佐等の職務、特に困難な業務を処理する係長の職務、特に困難な業務を処理する主査主任の職務 ７級 課長等の職務、困難な業務を処理する課長補佐等の職務 ８級 困難な業務を処理する課長等の職務 管理職手当 【支給対象職員】 管理又は監督の地位にある職員 【給料月額に対する支給率】 (管理職手当の支給される職員の職) (部局名) (職員の範囲) (支給割合) 町長の部局 課長・参事 給料月額の 7% 施設長・技術長・課長補佐・室長 主幹・次長・主任技師・庶務係長 " 6% 国保直診勘定の部局 国民健康保険診療所長 " 7% 事務長・主任技師・看護師長 " 6%	級別職務分類 職務の級 標準的な職務 １級 定型的な業務を行う職務 ２級 相当高度の知識又は経験が必要とする業務を行う職務 ３級 高度の知識又は経験が必要とする業務を行う職務 ４級 係長、主査、主任及び同等職務者 ５級 困難な業務を処理する係長、主査、主任及び同等職務者 ６級 課長、主幹及び同等職務者 ７級 困難な業務を処理する課長、主幹及び同等職務者 ８級 部長、部次長及び同等職務者 管理職手当 【支給対象職員】 管理又は監督の地位にある職員 【給料月額に対する支給率】 (管理職手当の支給される職員の職) (部局別) (職員の範囲) (支給割合) 市長の部局 本庁の部長及び参事監 13% 部次長及び室長・水道事業所長 11% 課長及び参事・支所長・消費者センター所長 多目的研修センター所長・保健センター所長 下水処理場長・道路センター所長・生きがい広場センター所長 浄水場長・市民相談所長・市民会館長 10%	

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

協議事項	B－4 一般職の職員の身分の取扱い	関係項目	職員の給与
調整の内容			

現 況				具体的な調整方法
風 連 町		名 寄 市		
水道事業会計の部局		公設地方卸売市場長・清掃センター所長	10%	
課長	// 7%	主幹	8 %	
課長補佐・主幹	// 6%			
議会の部局		病院		
事務局長	// 7%	病院長	18%	
教育委員会の部局		副院長	15%	
公民館長・課長	// 7%	診療部長	14%	
課長補佐・主幹	// 6%	事務部長・医療技術部長・薬剤部長		
農業委員会の部局		看護部長・医長	13%	
事務局長	// 7%	部次長及び室長・医員	11%	
		課長及び参事・看護科長・技師長	10%	
		主幹	8 %	
		短期大学		
		学長	18%	
		事務局長・学科長	11%	
		課長及び参事・学生部長・図書館長		
		道北地域研究所長	10%	
		主幹	8 %	
		議会の部局		
		事務局長	13%	
		事務局次長	10%	
		教育委員会の部局		
		部長	13%	
		部次長及び室長	11%	

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

協議事項	B-4 一般職の職員の身分の取扱い	関係項目	職員の給与
調整の内容			

現 況		具体的な調整方法
風 連 町	名 寄 市	
	課長及び参事・公民館長・女性児童センター館長 学校給食センター所長・図書館長・市民文化センター館長・ プラネトリウム館長・少年補導センター所長・海洋センター所長・ 天文台長・指導主事・北国博物長 10% 主幹 8%	
	監査委員の部局 事務局長 11% 事務局次長 10%	
	農業委員会の部局 事務局長 11% 事務局次長 10%	
管理職特別勤務手当 課長職 8,000 円 課長補佐等の職 7,000 円 (6 時間を超えた場合 5 割増)	管理職特別勤務手当 該当なし	
調整手当 北海道に準ずる (札幌市に勤務をする場合 5%)	調整手当 該当なし	
扶養手当 (国と同様) 扶養親族のある職員には扶養手当を支給する。	扶養手当 (風連町と同様・国と同様) ※記載省略	
【支給対象扶養親族】 ①配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。) ②満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子及び孫 ③60 歳以上の父母及び祖父母		

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

協議事項	B－4 一般職の職員の身分の取扱い	関係項目	職員の給与
調整の内容			

現 況		具体的な調整方法
風 連 町	名 寄 市	
④満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹 ⑤心身障害者 【支給額】 ・配偶者 13,500 円 ・2 人まで(配偶者扶養) 6,000 円 ・1 人(配偶者非扶養) 6,500 円 ・1 人(配偶者なし) 11,000 円 ・その他 5,000 円 ・特定扶養親族の加算 5,000 円 【特定扶養親族】 扶養親族たる子、孫及び弟妹のうち、満 15 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子、孫及び弟妹 【支給要件】 次に掲げる者を扶養親族とすることができない ①民間その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けている者 ②その者の給与所得、資産所得、事業所得等の合計額が年額 1,300,000 円以上である者 ③心身障害者にあつては前 2 号による外、終身労務に服することができない程度でない者		

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

協議事項	B－４ 一般職の職員の身分の取扱い	関係項目	職員の給与
調整の内容			

現 況		具体的な調整方法																											
風 連 町	名 寄 市																												
通勤手当 町独自 1.交通機関利用者 【支給要件】 通勤のために交通機関等の利用しかつ、その運賃を負担することを常例とすること(徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2 km 以上であること)。 【支給額】 ・ 定期券を発行している場合は6 箇月定期の価格の一括支給を基本 ・ 定期券を発行していない場合は通勤 25 回分の運賃 ・ 限度額 55,000 円 2.自転車等使用者(自転車、原付、自動車等) 【支給要件】 通勤のために自転車等の使用を常例とすること(徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2 km 以上であること) 【支給額】 1 kmあたり 25 円 キロ数×25 円×2（往復分）×21 日 限度額 35,000 円	通勤手当 市独自 1.交通機関利用者 【支給要件】 通勤のために交通機関等を利用してその運賃等の負担することを常例とすること(徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2 km 以上であること) 【支給額】 ・ 定期券を発行してる場合は1 箇月定期の価格 ・ 定期券を発行していない場合は通勤 25 回分の運賃 2.自転車等使用者(自転車、原付、自動車等) 【支給要件】 通勤のために自転車等の使用を常例とすること(徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2 km 以上であること) 【支給額】 <table><tr><td>片道の使用距離</td><td>支給額</td><td>30km～35km</td><td>16,100 円</td></tr><tr><td>～ 5km 未満</td><td>2,000 円</td><td>35km～40km</td><td>18,500 円</td></tr><tr><td>5km～10km</td><td>4,100 円</td><td>40km～45km</td><td>20,900 円</td></tr><tr><td>10km～15km</td><td>6,500 円</td><td>45km～50km</td><td>21,800 円</td></tr><tr><td>15km～20km</td><td>8,900 円</td><td>50km～55km</td><td>22,700 円</td></tr><tr><td>20km～25km</td><td>11,300 円</td><td>55km～60km</td><td>23,600 円</td></tr><tr><td>25km～30km</td><td>13,700 円</td><td>60km 以上</td><td>24,500 円</td></tr></table>	片道の使用距離	支給額	30km～35km	16,100 円	～ 5km 未満	2,000 円	35km～40km	18,500 円	5km～10km	4,100 円	40km～45km	20,900 円	10km～15km	6,500 円	45km～50km	21,800 円	15km～20km	8,900 円	50km～55km	22,700 円	20km～25km	11,300 円	55km～60km	23,600 円	25km～30km	13,700 円	60km 以上	24,500 円
片道の使用距離	支給額	30km～35km	16,100 円																										
～ 5km 未満	2,000 円	35km～40km	18,500 円																										
5km～10km	4,100 円	40km～45km	20,900 円																										
10km～15km	6,500 円	45km～50km	21,800 円																										
15km～20km	8,900 円	50km～55km	22,700 円																										
20km～25km	11,300 円	55km～60km	23,600 円																										
25km～30km	13,700 円	60km 以上	24,500 円																										

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

協議事項	B-4 一般職の職員の身分の取扱い	関係項目	職員の給与
調整の内容			

現 況		具体的な調整方法
風 連 町	名 寄 市	
特殊勤務手当 ・ 行旅病人、行旅死亡人を収容護送するため庁外業務に従事する職員 - 行旅病人 1 人につき 500 円 - 行旅死亡人 1 人につき 5,000 円 ・ 感染症患者、若しくは感染症の疑いのある患者の収容及び防疫作業に従事する職員 1 日につき 250 円 ・ 野犬掃とう及び蜂等駆除業務に従事する職員 1 回につき 500 円 ・ 本務として運転業務に従事する職員 - 大型自動車（バス）運転手 月額 2,000 円 - 除雪出動 1 日につき 300 円 ・ 特別養護老人ホーム等に従事する職員 - 生活相談員 月額 5,000 円 - 主任看護師 月額 5,000 円 - 看 護 師 月額 2,000 円 - 主任介護員 月額 15,000 円 - 副主任介護員 月額 12,000 円 - 介 護 員 月額 10,000 円 ・ 本務として水道事業に従事する職員 月額 2,500 円 ・ 浄水場施設の管理業務に従事する職員 月額 12,000 円 上記に規程するうち、支給額が日額のもののについては、その職務に従事した勤務時間が4時間以内のときは、支給すべき1日の手当の額の6割の額を支給する。	特殊勤務手当 【感染症予防手当】 ・ 感染症が発生し、又は発生するおそれのある場合において、患者の救護、又は同汚染物の処理作業に従事した者 手当額 1 日 300 円 【火葬場業務手当】 - 火葬場業務に従事した者 手当額 1 日 5,000 円 【行路病人又は行路死亡人取扱手当】 ①行路病人収容に従事した者 ②身寄りのない死体の収容に従事した者 手当額 1 件につき 5,000 円 【危険動物駆除業務手当】 ・ 野犬掃とう又は蜂等の駆除業務に従事した者 手当額 1 件につき 300 円 【危険又は不快業務手当】 ①災害その他による非常事故により防災作業に従事した者 ②危険な作業現場等で当該作業に従事した者 ③劇薬等を扱う作業に従事した者 ④家畜伝染予防法に基づく家畜の検査及び予防業務に従事した者 ⑤市税等の動産滞納処分又は水道停止業務に従事した者 ⑥悪臭、騒音又は振動等劣悪な環境での業務に従事した者	

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

協議事項	B－４ 一般職の職員の身分の取扱い	関係項目	職員の給与
調整の内容			

現 況		具体的な調整方法																														
風 連 町	名 寄 市																															
・国保診療所及び福祉課に勤務する看護師 - 主任看護師 月額 5,000 円 - 看 護 師 月額 2,000 円 ・国、北海道等に研修のために派遣された職員 - 月額 30,000 円 ・道から社会教育主事として派遣された職員 - 月額 15,000 円 時間外勤務手当 単価計算 【支給対象職員】 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員 【勤務１時間当たりの給与額の算出方法】 (給与月額×12月÷38.75時間×52週) 【支給割合】 <table> <tr> <td></td><td>右記以外</td><td>午後 10 時～午前 5 時</td></tr> <tr> <td>時間外勤務 (勤務日)</td><td>125/100</td><td>150/100</td></tr> <tr> <td>時間外勤務 (週休日)</td><td>135/100</td><td>160/100</td></tr> <tr> <td>休日勤務</td><td>135/100</td><td></td></tr> <tr> <td>夜間勤務</td><td>25/100</td><td></td></tr> </table>		右記以外	午後 10 時～午前 5 時	時間外勤務 (勤務日)	125/100	150/100	時間外勤務 (週休日)	135/100	160/100	休日勤務	135/100		夜間勤務	25/100		【危険又は不快業務手当】 ①災害その他による非常事故により防災作業に従事した者 ②危険な作業現場等で当該作業に従事した者 ③劇薬等を扱う作業に従事した者 ④家畜伝染予防法に基づく家畜の検査及び予防業務に従事した者 ⑤市税等の動産滞納処分又は水道停止業務に従事した者 ⑥悪臭、騒音又は振動等劣悪な環境での業務に従事した者 手当額 ①～④ 1 日 300 円 ⑤ 1 件につき 300 円 ⑥ 1 日 200 円 時間外勤務手当 単価計算 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員 【勤務１時間当たりの給与額の算出方法】 (給与月額×12月)÷(38.75時間×52週) 【支給割合】 <table> <tr> <td></td><td>右記以外</td><td>午後 10 時～午前 5 時</td></tr> <tr> <td>時間外勤務 (勤務日)</td><td>125/100</td><td>150/100</td></tr> <tr> <td>時間外勤務 (週休日)</td><td>135/100</td><td>160/100</td></tr> <tr> <td>休日勤務</td><td>135/100</td><td></td></tr> <tr> <td>夜間勤務</td><td>25/100</td><td></td></tr> </table>		右記以外	午後 10 時～午前 5 時	時間外勤務 (勤務日)	125/100	150/100	時間外勤務 (週休日)	135/100	160/100	休日勤務	135/100		夜間勤務	25/100		
	右記以外	午後 10 時～午前 5 時																														
時間外勤務 (勤務日)	125/100	150/100																														
時間外勤務 (週休日)	135/100	160/100																														
休日勤務	135/100																															
夜間勤務	25/100																															
	右記以外	午後 10 時～午前 5 時																														
時間外勤務 (勤務日)	125/100	150/100																														
時間外勤務 (週休日)	135/100	160/100																														
休日勤務	135/100																															
夜間勤務	25/100																															

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

協議事項	B-4 一般職の職員の身分の取扱い	関係項目	職員の給与
調整の内容			

現 況		具体的な調整方法																		
風 連 町	名 寄 市																			
【振休・代休】 ① 土、日勤務 午前 3:15 午後 4:15 1日 7:45 4週間前から8週間後 時間外手当は 35/100 又は 60/100 を支給 ② ①の代休が取れなかった場合 ・ ・ ・ 100/100 を支給 ③ 祝日勤務 ①と同じ 8週間後 【平日の代休】 時間外勤務の 1/2 を代休とする（月単位） 25/100 支給 6ヵ月以内に取得できない場合は現金精算 100/100 を支給 期末手当 【支給対象職員】 基準日(6月1日、12月1日)にそれぞれ在職する職員 【期末手当基礎額】 給与月額＋扶養手当＋調整手当 【支給額】 （一般職員） <table border="0"> <tr> <td></td><td>(支給割合)</td><td>(支給日)</td></tr> <tr> <td>6月</td><td>100分の140</td><td>6月5日</td></tr> <tr> <td>12月</td><td>100分の160</td><td>12月5日</td></tr> </table>		(支給割合)	(支給日)	6月	100分の140	6月5日	12月	100分の160	12月5日	【振休・代休】 ① 土、日の8時45分から17時15分まで ・ ・ 代休(4週間から8週間後) ② ①の代休が一週間以内にとれなかった場合 ・ ・ ・ 25/100+(代休) ③ 休日の8時45分から17時15分まで ・ ・ ・ 代休でも可(8週間以内) 期末手当 【支給対象職員】 基準日(6月1日、12月1日)にそれぞれ在職する職員 【期末手当基礎額】 給与月額＋扶養手当 【支給額】 （一般職員） <table border="0"> <tr> <td></td><td>(支給割合)</td><td>(支給日)</td></tr> <tr> <td>6月</td><td>100分の140</td><td>6月30日</td></tr> <tr> <td>12月</td><td>100分の160</td><td>12月10日</td></tr> </table>		(支給割合)	(支給日)	6月	100分の140	6月30日	12月	100分の160	12月10日	
	(支給割合)	(支給日)																		
6月	100分の140	6月5日																		
12月	100分の160	12月5日																		
	(支給割合)	(支給日)																		
6月	100分の140	6月30日																		
12月	100分の160	12月10日																		

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

協議事項	B－４ 一般職の職員の身分の取扱い	関係項目	職員の給与
調整の内容			

現 況		具体的な調整方法
風 連 町	名 寄 市	
【役職加算】 行政職給料表４級以上職員は役職加算あり 係長及び係長相当職		

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

協議事項	B-4 一般職の職員の身分の取扱い	関係項目	職員の給与
調整の内容			

現 況		具体的な調整方法
風 連 町	名 寄 市	
【役職加算】 行政職給料表 4 級以上職員は役職加算あり 係長及び係長相当職		

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

協議事項	B-4 一般職の職員の身分の取扱い	関係項目	職員の給与
調整の内容			

現 況				具体的な調整方法
風 連 町		名 寄 市		
住居手当				
1.職員の居住する借家・借間				
【支給要件】				
自ら居住するため住宅(貸間を含む)を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員				
【支給額】				
家賃(月額)		支給額		
23,000 円以下		家賃額-12,000 円		
23,000 円以上				
(家賃月額-23,000 円)×1/2 (その控除した額の 2 分の 1 が 16,000 円を超えるときは 16,000 円) +11,000 円				
2.自宅				
【支給要件】				
その所有に係る住宅（規則で定めるこれに準ずる住宅を含む。）に居住している職員で世帯主であるもの				
【支給額】				
7,000 円				
宿日直手当				
【支給対象職員】				
宿日直勤務を命ぜられた職員				
【支給額】				
	日直	宿直		
	半日直	日直		
勤務 1 回につき	2,100 円	4,200 円	4,200 円	
住居手当				
職員の居住する借家・借間				
【支給要件】				
自ら居住するため住宅(貸間を含む)を借り受け、月額 12,000 円をこえる家賃を支払っている職員				
【支給額】				
家賃(月額)		支給額		
23,000 円以下		家賃額-12,000 円		
23,000 円を超え 55,000 円未満				
		(家賃月額-23,000 円)×1/2+11,000 円		
55,000 円以上		27,000 円		
2.自宅				
【支給要件】				
自ら居住するため、自己の住宅を所有する職員				
【支給額】				
8,000 円				
宿日直手当				
【支給対象職員】				
一般職員及び医療施設職員(医師、薬剤師、その他)				
【支給額】				
	日直	宿直		
	半日直	日直		
一般職員	2,100 円	4,200 円	4,200 円	

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

協議事項	B－４ 一般職の職員の身分の取扱い	関係項目	職員の給与
調整の内容			

現 況		具体的な調整方法
風 連 町	名 寄 市	
その宿直勤務が退庁時から引き続いて行われる場合には 6,300 円を超えない範囲内。 常直的な宿直勤務にあっては、月額 21,000 円を超えない範囲内。 寒冷地手当 【基準日】 8 月 31 日 【基準額】 ・世帯主である職員 扶養親族 3 人以上 163,700 円 扶養親族 1 人、2 人 136,500 円 扶養親族のない職員 82,900 円 ・その他の職員 59,200 円 【加算額】 ・世帯主である職員 扶養親族のある職員 66,500 円 扶養親族のない職員 44,300 円 ・その他の職員 22,200 円 【支給日】 8 月 31 日 退職勧奨制度 【風連町職員勧奨退職取扱要綱】 対象者：満 55 歳～59 歳未満、満 55 歳未満で勤務年数が 30 年以上、その他町長が必要と認めた者	医療施設職員(医 師) 10,000 円 20,000 円 20,000 円 " (薬剤師) 3,850 円 7,700 円 7,700 円 " (その他) 3,600 円 7,200 円 7,200 円 寒冷地手当 【基準日】 9 月 1 日 【基準額】 ・世帯主である職員 扶養親族 3 人以上 163,700 円 扶養親族 1 人、2 人 136,500 円 扶養親族のない職員 82,900 円 ・その他の職員 59,200 円 【加算額】 ・世帯主である職員 (平成 17 年度以降) 扶養親族のある職員 66,500 円 扶養親族のない職員 44,300 円 その他の職員 22,200 円 【支給日】 9 月 20 日 退職勧奨制度 【名寄市職員勧奨退職取扱要綱】 対象者：勤続 20 年以上で、且つ心身の衰えなどにより職務の遂行が困難と認められる職員	

一般職の身分の取扱いに関する法令

○地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号)

(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)

第 3 条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、左に掲げる職とする。

(1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

(1)の 2 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職

(1)の 3 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

(2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

(3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

(4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

(5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職

(分限及び懲戒の基準)

第 27 条 全ての職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。

2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがない。

3 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがない。

(降任、免職、休暇等)

第 28 条 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

一 勤務成績が良くない場合

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

三 前二号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合

四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、その意に反してこれを休職することができる。

一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合

二 刑事事件に関し起訴された場合

3 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手続き及び効果は、法律に特別の定がある場合を除く外、条例で定めなければならない。

4 職員は、第 16 条各号(第 3 号を除く。)の一に該当するに至ったときは、条例に特別の定がある場合を除く外、その職を失う。

○市町村の合併の特例に関する法律 (昭和 40 年法律第 6 号)

(職員の身分取扱い)

第 9 条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職にある合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。

2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて校正に処理しなければならない。

先進事例

■あきる野市

- ① 2市町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- ② 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- ③ 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、調整し統一を図る。
- ④ 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。なお、現職員については、現給を保証し、合併後速やかに給料の格差是正を行うものとする。

■篠山市

- ① 篠山町、西紀町、丹南町、今田町及び多紀郡広域行政事務組合の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。
- ② 職員の定数の合計については、現行定数を移行するものとし、各区分毎の定数の割り振りについては、合併時に調整する。なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- ③ 職員の職名については、合併時に調整し統一を図る。
- ④ 給与については、町村会準則給料表を基準とし、級別標準職務表は合併時に調整し統一を図る。なお、現職員については、現給を保証する。

■西東京市

- ① 2市の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- ② 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- ③ 職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、調整し、統一を図る。
- ④ 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。なお、現職員については、現給を保証する。

■さいたま市

- ① 一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- ② 任免及び勤務条件については、人事管理や職員の処遇の適正化の観点から調整し統一を図る。特に、給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。

地方税の取扱いについて（協定項目 B－6）

協議のポイント

- ・ 一部の税率の違いをどう統一するか。
(軽自動車税、法人住民税均等割：標準税率と制限税率)
- ・ 統一に要する期間は。
(合併特例法の規定により最長 5 年間の不均一課税は可能)
- ・ 納期の違いをどう統一するか。
(回数の違い、納付月の違い)
- ・ 都市計画税の扱いをどうするか。
(風連町＝賦課していない。 名寄市＝用途区域に 0.3%課税)

地方税の取扱いについて、次のとおり協議する。

--

平成16年 7 月 29 日

風連町・名寄市合併協議会

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

協議事項	B6：地方税の取り扱い	関係項目	都市計画税、法人町・市民税、軽自動車税、個人住民税、固定資産税、たばこ税、国民健康保険税
分科会・専門部会での調整方針	2市町で差異のある都市計画税、軽自動車税、法人市民税均等割および国民健康保険税については新市において協議する。 また、一部に違いのある各税の納期についても同様とする。		

現 況			具体的な調整方法																																																				
風 連 町		名 寄 市																																																					
1	都市計画税 該当なし ※ 風連町は補助金等適正化法との関係で平成 22 年度以降でなければ用途区域を指定できない。	都市計画税 1 賦課徴収 2 3 税率 0.3%（制限税率） 4 納期 3 回（5 月、7 月、10 月）固定資産税と同時																																																					
2	法人町民税 1 法人税割 14.7%（制限税率） 2 均等割 <table><tr><th>資本等の金額</th><th>従業員数</th><th>税 額</th></tr><tr><td rowspan="2">1 千万円以下</td><td>50 人以下</td><td>50,000 円</td></tr><tr><td>50 人超</td><td>120,000 円</td></tr><tr><td rowspan="2">1 千万円超 1 億円以下</td><td>50 人以下</td><td>130,000 円</td></tr><tr><td>50 人超</td><td>150,000 円</td></tr><tr><td rowspan="2">1 億円超 10 億円以下</td><td>50 人以下</td><td>160,000 円</td></tr><tr><td>50 人超</td><td>400,000 円</td></tr><tr><td rowspan="2">10 億円超 50 億円以下</td><td>50 人以下</td><td>410,000 円</td></tr><tr><td>50 人超</td><td>1,750,000 円</td></tr><tr><td>50 億円超過</td><td>50 人超</td><td>3,000,000 円</td></tr></table>	資本等の金額	従業員数	税 額	1 千万円以下	50 人以下	50,000 円	50 人超	120,000 円	1 千万円超 1 億円以下	50 人以下	130,000 円	50 人超	150,000 円	1 億円超 10 億円以下	50 人以下	160,000 円	50 人超	400,000 円	10 億円超 50 億円以下	50 人以下	410,000 円	50 人超	1,750,000 円	50 億円超過	50 人超	3,000,000 円	法人市民税 1 法人税割 14.7%（制限税率） 2 均等割 <table><tr><th>資本等の金額</th><th>従業員数</th><th>税 額</th></tr><tr><td rowspan="2">1 千万円以下</td><td>50 人以下</td><td>60,000 円</td></tr><tr><td>50 人超</td><td>144,000 円</td></tr><tr><td rowspan="2">1 千万円超 1 億円以下</td><td>50 人以下</td><td>156,000 円</td></tr><tr><td>50 人超</td><td>180,000 円</td></tr><tr><td rowspan="2">1 億円超 10 億円以下</td><td>50 人以下</td><td>192,000 円</td></tr><tr><td>50 人超</td><td>480,000 円</td></tr><tr><td rowspan="2">10 億円超 50 億円以下</td><td>50 人以下</td><td>492,000 円</td></tr><tr><td>50 人超</td><td>2,100,000 円</td></tr><tr><td>50 億円超過</td><td>50 人超</td><td>3,600,000 円</td></tr></table>	資本等の金額	従業員数	税 額	1 千万円以下	50 人以下	60,000 円	50 人超	144,000 円	1 千万円超 1 億円以下	50 人以下	156,000 円	50 人超	180,000 円	1 億円超 10 億円以下	50 人以下	192,000 円	50 人超	480,000 円	10 億円超 50 億円以下	50 人以下	492,000 円	50 人超	2,100,000 円	50 億円超過	50 人超	3,600,000 円	
資本等の金額	従業員数	税 額																																																					
1 千万円以下	50 人以下	50,000 円																																																					
	50 人超	120,000 円																																																					
1 千万円超 1 億円以下	50 人以下	130,000 円																																																					
	50 人超	150,000 円																																																					
1 億円超 10 億円以下	50 人以下	160,000 円																																																					
	50 人超	400,000 円																																																					
10 億円超 50 億円以下	50 人以下	410,000 円																																																					
	50 人超	1,750,000 円																																																					
50 億円超過	50 人超	3,000,000 円																																																					
資本等の金額	従業員数	税 額																																																					
1 千万円以下	50 人以下	60,000 円																																																					
	50 人超	144,000 円																																																					
1 千万円超 1 億円以下	50 人以下	156,000 円																																																					
	50 人超	180,000 円																																																					
1 億円超 10 億円以下	50 人以下	192,000 円																																																					
	50 人超	480,000 円																																																					
10 億円超 50 億円以下	50 人以下	492,000 円																																																					
	50 人超	2,100,000 円																																																					
50 億円超過	50 人超	3,600,000 円																																																					

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

協議事項	B6：地方税の取り扱い	関係項目	都市計画税、法人町・市民税、軽自動車税、個人住民税、固定資産税、たばこ税、国民健康保険税
分科会・専門部会での調整方針	2市町で差異のある都市計画税、軽自動車税、法人市民税均等割および国民健康保険税については新市において協議する。 また、一部に違いのある各税の納期についても同様とする。		

現 況				名 寄 市				具体的な調整方法
風 連 町								
3	軽自動車税 標準税率 納期：6 月末日			軽自動車税 制限税率 納期：5 月末日				
	二輪のもので総排気量 0.05 L 以下 又は定格出力 0.6KW 以下		1,000 円	二輪のもので総排気量 0.05 L 以下 又は定格出力 0.6KW 以下		1,200 円		
	二輪のもので総排気量 0.05 L 超又は 0.09L 以下 又は定格出力 0.6KW 超 0.8KW 以下		1,200 円	二輪のもので総排気量 0.05 L 超又は 0.09L 以下 又は定格出力 0.6KW 超 0.8KW 以下		1,400 円		
	二輪のもので総排気量 0.09 L 超 又は定格出力 0.8KW 超		1,600 円	二輪のもので総排気量 0.09 L 超 又は定格出力 0.8KW 超		1,900 円		
	三輪のもので総排気量 0.02 L 超 又は定格出力 0.25KW 以下		2,500 円	三輪のもので総排気量 0.02 L 超 又は定格出力 0.25KW 以下		3,000 円		
	二輪のもの（側車付のものを含む）		2,400 円	二輪のもの（側車付のものを含む）		2,800 円		
	三輪のもの		3,100 円	三輪のもの		3,700 円		
	四輪以上のもの 乗用のものの営業用		5,500 円	四輪以上のもの 乗用のものの営業用		6,800 円		
	乗用のものの自家用		7,200 円	乗用のものの自家用		8,600 円		
	貨物用のものの営業用		3,000 円	貨物用のものの営業用		3,600 円		
	貨物用のものの自家用		4,000 円	貨物用のものの自家用		4,800 円		
	専ら雪上を走行するもの		2,400 円	専ら雪上を走行するもの		2,800 円		
	小型特殊自動車 農耕作業用のもの		1,600 円	小型特殊自動車 農耕作業用のもの		1,900 円		
	その他のもの		4,700 円	その他のもの		5,600 円		
	二輪の小型自動車		4,000 円	二輪の小型自動車		4,800 円		

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

協議事項	B6：地方税の取り扱い	関係項目	都市計画税、法人町・市民税、軽自動車税、個人住民税、固定資産税、たばこ税、国民健康保険税
分科会・専門部会での調整方針	2市町で差異のある都市計画税、軽自動車税、法人市民税均等割および国民健康保険税については新市において協議する。 また、一部に違いのある各税の納期についても同様とする。		

現 況		具体的な調整方法																			
風 連 町	名 寄 市																				
4	個人町民税 （標準税率） 均等割 4,000 円 所得割 課税標準 200 万円以下 3/100 〃 200 万円以上 8/100 〃 700 万円以上 10/100 普通徴収（4 期） <table><tr><th>期 別</th><th>期 日</th></tr><tr><td>第 1 期</td><td>6 月 15 日から同月 30 日まで</td></tr><tr><td>第 2 期</td><td>8 月 15 日から同月 31 日まで</td></tr><tr><td>第 3 期</td><td>10 月 15 日から同月 31 日まで</td></tr><tr><td>第 4 期</td><td>12 月 5 日から同月 20 日まで</td></tr></table>	期 別	期 日	第 1 期	6 月 15 日から同月 30 日まで	第 2 期	8 月 15 日から同月 31 日まで	第 3 期	10 月 15 日から同月 31 日まで	第 4 期	12 月 5 日から同月 20 日まで	個人市民税 （標準税率） 均等割 4,000 円 所得割 課税標準 200 万円以下 3/100 〃 200 万円以上 8/100 〃 700 万円以上 10/100 普通徴収（3 期） <table><tr><th>期 別</th><th>期 日</th></tr><tr><td>第 1 期</td><td>6 月 16 日から同月 30 日まで</td></tr><tr><td>第 2 期</td><td>9 月 16 日から同月 30 日まで</td></tr><tr><td>第 3 期</td><td>12 月 16 日から同月 30 日まで</td></tr></table>	期 別	期 日	第 1 期	6 月 16 日から同月 30 日まで	第 2 期	9 月 16 日から同月 30 日まで	第 3 期	12 月 16 日から同月 30 日まで	
期 別	期 日																				
第 1 期	6 月 15 日から同月 30 日まで																				
第 2 期	8 月 15 日から同月 31 日まで																				
第 3 期	10 月 15 日から同月 31 日まで																				
第 4 期	12 月 5 日から同月 20 日まで																				
期 別	期 日																				
第 1 期	6 月 16 日から同月 30 日まで																				
第 2 期	9 月 16 日から同月 30 日まで																				
第 3 期	12 月 16 日から同月 30 日まで																				
5	固定資産税 （標準税率） 1.4/100 <table><tr><th>期 別</th><th>期 日</th></tr><tr><td>第 1 期</td><td>6 月 15 日から同月 30 日まで</td></tr><tr><td>第 2 期</td><td>8 月 15 日から同月 31 日まで</td></tr><tr><td>第 3 期</td><td>10 月 15 日から同月 31 日まで</td></tr><tr><td>第 4 期</td><td>12 月 5 日から同月 20 日まで</td></tr></table>	期 別	期 日	第 1 期	6 月 15 日から同月 30 日まで	第 2 期	8 月 15 日から同月 31 日まで	第 3 期	10 月 15 日から同月 31 日まで	第 4 期	12 月 5 日から同月 20 日まで	固定資産税 （標準税率） 1.4/100 <table><tr><th>期 別</th><th>期 日</th></tr><tr><td>第 1 期</td><td>5 月 16 日から同月 31 日まで</td></tr><tr><td>第 2 期</td><td>7 月 16 日から同月 31 日まで</td></tr><tr><td>第 3 期</td><td>10 月 16 日から同月 31 日まで</td></tr></table>	期 別	期 日	第 1 期	5 月 16 日から同月 31 日まで	第 2 期	7 月 16 日から同月 31 日まで	第 3 期	10 月 16 日から同月 31 日まで	
期 別	期 日																				
第 1 期	6 月 15 日から同月 30 日まで																				
第 2 期	8 月 15 日から同月 31 日まで																				
第 3 期	10 月 15 日から同月 31 日まで																				
第 4 期	12 月 5 日から同月 20 日まで																				
期 別	期 日																				
第 1 期	5 月 16 日から同月 31 日まで																				
第 2 期	7 月 16 日から同月 31 日まで																				
第 3 期	10 月 16 日から同月 31 日まで																				

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

協議事項	B6：地方税の取り扱い	関係項目	都市計画税、法人町・市民税、軽自動車税、個人住民税、固定資産税、たばこ税、国民健康保険税
分科会・専門部会での調整方針	2市町で差異のある都市計画税、軽自動車税、法人市民税均等割および国民健康保険税については新市において協議する。 また、一部に違いのある各税の納期についても同様とする。		

現 況			具体的な調整方法
	風 連 町	名 寄 市	
6	たばこ税 税率 旧3級品を除く 1,000本につき2,917円 旧3級品 1,000本につき1,412円 納期 毎月末までに前月分を申告納付	たばこ税 税率 旧3級品を除く 1,000本につき2,917円 旧3級品 1,000本につき1,412円 納期 毎月末までに前月分を申告納付	

国保税については国民健康保険事業の取扱いの議題で

地方税の概要

1 市町村民税

市町村民税は、道民税と合わせて住民税と呼ばれ、その概要は、次のとおりとなっている。

(1) 個人市町村民税

個人市町村民税は、**1月1日**において市町村内に住所を有する個人に対して課税し、均等割と所得割に区分される。

なお、個人市町村民税と個人道民税は、納税義務者、税額計算の基礎となる所得金額等が同じであるため、納税義務者の便宜を図る観点から、市町村がこれらを合わせて課税している。

① 均等割

均等割は、所得金額の多少に係わらず一定の税額を課税する。

標準税率は、年額 **3,000** 円となっている。(個人道民税の税率は、**1,000** 円。)

なお、両市町にあっては、全て標準税率を適用している。

② 所得割

所得割は、所得金額を基礎として算定する。

標準税率は、**200** 万円までの部分が **3%**、**200** 万円超から **700** 万円までの部分が **8%**、**700** 万円超の部分が **10%**となっている。(個人道民税は、**700** 万円までの部分が **2%**、**700** 万円超の部分が **3%**。)

なお、両市町にあっては、標準税率を適用している。

※標準税率：地方団体が課税する場合に、通常よるべき税率。

(2) 法人市町村民税

法人市町村民税は、市町村内に事務所・事業所を有する法人に対して課税し、均等割と法人税割に区分される。

① 均等割

均等割は、所得の有無に係わらず一定の税額を課税する。

標準税率は、資本等の金額と従業員数に応じて **9** 段階に分かれており、制限税率は、標準税率の **1.2** 倍までとなっている。(法人道民税の税率は、資本等の金額に応じて、**5** 段階。)

なお、風連町においては標準税率、名寄市においては制限税率を適用している。

② 法人税割

法人税割は、法人税額を基礎として算定する。

標準税率は **12.3%**、制限税率は **14.7%**、までとなっている。

なお、両市町とも制限税率を適用している。

※制限税率：地方団体が課税する場合にこれを超えてはならないものとして法定されている税率。

2 固定資産税

固定資産税は、**1月1日**において市町村内に所在する土地、家屋及び償却資産の所有者に対して課税する。

税額は、固定資産評価基準に基づき評定した土地、家屋及び償却資産の評価額を基礎として算定し、標準税率は、**1.4%**、制限税率は、**2.1%**となっている。なお、両市町とも標準税率を適用している。

3 都市計画税

都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業の費用に充てられる目的税であり、**1月1日**において市町村内の市街化区域に所在する土地及び家屋の所有者に対して課税する。

税額の策定方法等は、固定資産税と概ね同じであり、制限税率は、**0.3%**となっている。

なお、名寄市では制限税率の **0.3%**を適用しているが、風連町では用途地域が指定されていないため都市計画税を課税していない。

4 軽自動車税

軽自動車税は、**4月1日**においてその市町村を主たる定置場としている原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者に対して課税する。

標準税率は、種別、総排気量等に応じ、**1台あたり1,000円から7,200円**までの年額で定められており、制限税率は、標準課税の**1.2倍**までとなっている。

なお、風連町では標準税率を適用しているが、名寄市においては制限税率を適用しており、風連町の**1.2倍**の税率となっている。

6 市町村たばこ税

市町村たばこ税は、市町村内の小売販売業者へ製造たばこを売り渡す製造者、特定販売業者及び卸売販売業者に対して課税する。

税率は、一定税率となっており、**1,000本につき2,668円**、(旧三級品の紙巻たばこは**1000本につき1,266円**)となっている。

7 国民健康保険税

国民健康保険税は、国民健康保険及び介護保険に係る費用に充てられる目的税であり、基礎課税額（医療給付費分保険税）と介護納付金課税額（介護納付金分保険税）に区分される。

基礎課税額（医療給付費分保険税）は、国民健康保険被保険者のいる世帯の世帯主に対して課税し、税率は、年度初日におけるその年度の保険事業に必要な費用総額の見込額から補助金等を控除したものを被保険者に係る総所得金額、固定資産税総額、被保険者数又は被保険者の総世帯数により按分し、算定する。

また、介護納付金課税額（介護納付金分保険税）は、**40歳以上65歳未満**の国民健康保険被保険者のいる世帯の世帯主に対して課税し、税率の算定方法等は、基礎課税額と概ね同じである。

なお、両市町にあっては、税率は異なるものの、医療分においては所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の**4方式**により算定しており、介護分について風連町が**4方式**、名寄市が**3方式**（資産割を用いない）となっている。また、応益割合が**45%以上55%未満**となっているため、国保税の減額については法の規定により**7割、5割、2割軽減**が適用されている。

※応益割合：課税総額のうち、被保険者均等割総額と世帯別平等割総額の合計額の占める割合

先進事例

■ あきる野市

2 市町で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。

- ① 個人市民税は、標準税率を採用する。但し、個人均等割は、合併特例法第 **10** 条の規定を適用し、合併する年度及びこれに続く **2** 年度は現行の税率を採用する。
- ② 法人市民税の法人税割は、制限税率と一部標準税率を採用する。ただし、合併特例法第 **10** 条の規定を適用し、合併する年度は現行の税率を採用する。
- ③ 軽自動車税は、標準税率を採用する。身体障害者等に対する減免規定は秋川市の例による。
- ④ 都市計画税は、税率 **0.27** パーセントを採用する。ただし、合併特例法第 **10** 条の規定を適用し、合併する年度は、現行の税率を採用する。
- ⑤ 個人市民税・固定資産税・都市計画税の納期は、秋川市の例による。ただし、合併する年度については、それぞれの旧市町村の例による。
- ⑥ 特別土地保有税は、秋川市の例による。

■ 篠山市

4 町で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。

- ① 固定資産税の納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める税率及び納期による。
- ② 軽自動車税の税率及び納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める納期による。
- ③ 個人町民税及び固定資産税に係る納期前納付報奨金については、次のとおり取り扱う。
 - ア 率については、西紀町、丹南町及び今田町の例による。
 - イ 月数については、地方税法及び市町村税条例準則に定める月数による。

■ 西東京市

2 市で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。

- ① 法人市民税の法人税割の税率は、制限税率である **100** 分の **14.7** を基本とする。ただし、課税の特例措置として、地方税法に定める法人等の区分により区分した次に掲げる法人等については、それぞれ定めた税率による。
 - ア 資本金が一億円以下の法人等 **100** 分の **12.3**
 - イ 資本金が一億円を超え **10** 億円以下の法人等 **100** 分の **13.5**
- ② 都市計画税の税率は、**100** 分の **0.24** とする。ただし、合併特例法第 **10** 条の規定を適用し、合併する年度は、現行の税率を採用する。
- ③ **固定資産税・都市計画税・軽自動車税の納期は、保谷市の例による。ただし、合併する年度については、それぞれの旧市の例による。**

■さいたま市

- ① 個人市民税については、現行のとおりとする。ただし、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定により個人市民税均等割は、平成 14 年度以降年額 3,000 円となる。
- ② 法人市民税については、現行のとおりとする。
- ③ 固定資産税については、現行のとおりとする。ただし、平成 14 年度以降の納期については、5・7・12・2 月で調整を図る。
- ④ 軽自動車税については、現行のとおりとする。
- ⑤ 市たばこ税については、現行のとおりとする。
- ⑥ 特別土地保有税については、現行のとおりとする。
- ⑦ 事業所税については、現行のとおりとする。ただし、与野市域は地方税法の規定に基づき、合併の日の翌日から 6 月を経過する月以降課税区域となる。
- ⑧ 都市計画税については、現行のとおりとする。ただし、納期については固定資産税と同様とする。
- ⑨ 減免については、それぞれの税目について統一的な処理基準を作成する。

地方税の取扱いに関する法令

○ 市町村の合併に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）

（地方税に関する特例）

第 10 条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 5 年度に限り、その衡平を欠く程度を限界として不均一の課税をすることができる。

○ 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）

（地方団体の課税権）

第 2 条 地方団体は、この法律の定めるところによつて、地方税を賦課徴収することができる。

（地方税の賦課徴収に関する規定に形式）

第 3 条 地方公共団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

2 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続きその他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。

（市町村が課することができる税目）

第 5 条 市町村税は、普通税及び目的税とする。

2 市町村は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りでない。

- (1) 市町村民税
- (2) 固定資産税
- (3) 軽自動車税
- (4) 市町村たばこ税
- (5) 鉱産税

（第 3 項から第 5 項 省略）

6 市町村は、前 2 項に規定するものを除くほか、目的税として、次に掲げるものを課することができる。

- (1) 都市計画税
- (2) 水利地益税
- (3) 共同施設税
- (4) 宅地開発税
- (5) 国民健康保険税

各税目ごとの決定方法の例

税 目	事 例
個人住民税	■新潟市：新潟市域を 2,500 円 から 3,000 円 に、黒埼町域を 2,000 円 から 2,500 円 に上げた上で、3 年間不均一課税。 ■あさぎり町：地方税法及び市町村税条例準則に定める納期による。
法人住民税	■西東京市：法人市民税の法人税割の税率は、制限税率である 14.7% を基本。ただし、課税特例として税率を、①資本金等が 1 億円 以下の法人等の場合は 12.3%、②資本金等が 1 億円 を超え 10 億円 以下の法人等の場合は、13.5% とすることとした。 ■水戸市：合併後 3 年間 の不均一課税を実施することとした。 ■あさぎり町：5 町村 とも同様の制度であったため、新町においても現行のとおりとする。
固定資産税	■篠山市：納期前納付報奨金については、次の通り取扱う。 ア 率については、西紀町、丹南町及び今田町の例による。 イ 月数については、地方税法及び市町村税条例準則に定める月数による。 ■西東京市：納期は、保谷市の例による。ただし、合併する年度については、それぞれの旧市の例による。 ■あさぎり町：納期については、須恵村の例による。
軽自動車税	■あきる野市：標準税率を採用する。身体障害者等に対する減免規定は秋川市の例による。 ■篠山市：税率及び納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める税率及び納期による。 ■あさぎり町：税率及び納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める税率及び納期による。
たばこ税	■さいたま市：現行の通りとする。 ■あさぎり町：5 町村 とも同様の制度であったため、新町においても現行のとおりとする。
入湯税	■熊本市：従来は入湯税は課税していなかったが、合併される町の制度に統一して新たに課税することとした。 ■あさぎり町：5 町村 とも同様の制度であったため、新町においても現行のとおりとする。
事業所税	■新潟市：新たに課税される黒埼町域では 3 年間不均一課税（3 年間 2 分の 1 とする）。 ■浜松市：不均一課税をとらず、旧可美村地域においても課税することとした。
都市計画税	■新潟市：新たに課税される黒埼町域では 3 年間不均一課税（3 年間段階的に引上げ。（0.07% → 0.14% → 0.21% → 0.28%））

【風連町・名寄市の都市計画区域と用途地域】

都市計画区域は、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するという、都市計画の基本理念を達成するために、都市計画法その他の法令の規則を受けるべき土地の範囲で、具体的には市の中心市街地を含めた自然的及び社会的条件や人口、土地利用、交通量等の現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要のある区域である。

風連町・名寄市の都市計画区域について比較検討する。

都 市 計 画	名 寄 市	風 連 町	課 題	調 整 方 針
都市計画区域	【都市計画決定】 告示年月日 昭和 50 年 8 月 16 日 北海道告示第 2,797 号 面積 3,450ha (11%)	【都市計画決定】 告示年月日 昭和 50 年 6 月 20 日 北海道告示第 2,118 号 面積 3,680ha (17%)	風連町・名寄市の境界までそれぞれの都市計画区域が指定され、一体の都市計画区域となるが、名寄市は用途地域を指定しており、風連町は指定していない状況である。	都市計画区域が一体となっても用途地域における土地利用が図れない状況では、都市計画に係る事務事業の一元化は難しく、新市において風連町における基礎調査等を勘案して、用途地域の指定を検討すべきである。

用途地域は、都市における建築物用途と土地の高度利用の促進を図るため、建築物の用途、形態、容積等について守るべき最低限のルールを定めて良好な都市環境を保全する区域である。(例：住宅地の真ん中に工場やビルが建つと生活環境や業務の利便が悪くなるため規制するのが用途地域である。)

風連町・名寄市の用途地域について比較検討する。

都 市 計 画	名 寄 市	風 連 町	課 題	調 整 方 針
用途地域	【都市計画決定】 告示年月日 平成 7 年 11 月 22 日 名寄市告示第 66 号 面積 1,052ha	【都市計画決定】 用途地域の指定なし ※平成 23 年に用途地域指定の予定	指定予定区域が農林漁業関係補助事業の受益区域に含まれているため、用途の網をかけることが出来ない	農林漁業関係補助事業が平成 14 年に完了するが、適化法により 8 年間は、指定できないので、平成 22 年に指定の調整を行う

【都市計画税の取り扱いについて】

風連町・名寄市の都市計画税の現況と調整課題

地 方 税	名 寄 市	風 連 町	課 題	調 整 方 針
都市計画税	都市計画法に基づいて、行う都市計画事業の用に供する費用に充てるため、都市計画法に規定する都市計画区域の用途地域内所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として 0,3%を課する目的税として徴収している。	な し	昭和 50 年に都市計画区域を設定しているが、用途地域の指定がなく、また風連町都市計画マスタープランでは、早期の用途地域指定となっているが、指定予定区域に農林漁業関係補助事業の受益区域が含まれているため、適化法により 8 年間用途地域の指定が出来ないため、都市計画税を設けることが出来ない。	平成 22 年に適化法の網が外れるため、その間、調査検討し平成 23 年に用途地域の指定を行い、都市計画税を設けるものとする。

【**都市計画税**】：都市計画法に基づいて行う都市計画事業、土地区画整理事業等の用に供する費用に充てるため、都市計画区域のうち原則として市街化区域内（用途地域）に所在する土地及び家屋に対して、課税標準として課する市町村の目的税があるが、風連町においては、用途地域が指定されておらず又、指定予定区域が農林漁業関係補助事業（ピヤシリ上流地区農村整備事業）の受益区域に含まれているため、適化法により（平成 22 年まで）用途指定ができないことから合併時における都市計画税については課することはできない。

【**補助金等適正化法（適化法）**】

補助金等適正化法（適化法）：補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律で、補助金等の交付の不正な申請及び不正な使用を防止し適正化を図ることを目的とした法律である。

【**風連町の都市計画区域における土地利用**】

風連町の都市計画区域内における土地利用に関しては、計画的な土地利用の誘導・規制を行い合理的な土地利用を図るため、用途地域の指定を検討していたが、指定予定区域が農林漁業関係補助事業（ピヤシリ上流地区農村整備事業）の受益区域に含まれており、平成 14 年度の事業完了から 8 年（適化法）経過した、平成 23 年度に用途地域指定を検討する。

○ **基礎調査**（風連町）

- ・ 目 的：都市の現状と動向等に関する基礎的資料を収集把握し、現状分析、課題の把握、将来予測、計画の立案を行う
- ・ 調査内容：人口、産業、住宅、土地利用、建物、都市施設、交通、歴史などのデータ収集
- ・ 調査委託：7～8 百万

○ **用途地域**（風連町）

- ・ 目 的：都市における建築物用途と土地の高度利用の促進を図るため、建築物の用途、形態、容積等について守るべき最低限のルールを定めて良好な都市環境を保全する区域
- ・ 内 容：基礎調査により用途地域（12 種類）の種類、配置、地域等について計画し、都市計画決定の資料を策定する。
- ・ 委託業務：5～6 百万

慣行の取扱いについて（協定項目C－5）

協議のポイント

- 1 慣行については、各々の市町において愛着が深い。地域の特性や個性、住民生活に配慮しながら新市における取り扱いを協議することとされている。

慣行の取扱いについて、次のとおり提案する。

--

平成16年7月29日提出
風連町・名寄市合併協議会

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	C-5 慣行の取扱い	関係項目
分科会・専門部会での調整方針	調整内容については各項目欄に記載	

現 況		調整の具体的内容
風 連 町	名 寄 市	
【町 章】 風連町章 昭和15年4月制定 〔町章の説明〕 「風」の字を4つ組み合わせて風連を表し、全体で「米」を图案化しています。中の十字は、勤労を示す鍬、外側の円は和合の象徴。すなわち和合、勤労、米産を表しています。 作者 昭和14年に公募し、当時下多寄小学校長（のちに風連小学校長）山谷英司氏作品  【町の木・花・鳥等】 昭和54年4月町の木制定 昭和54年4月町の花制定 町の木として「しらかば」 町の花として「しばざくら」 【これまでに議決した宣言】 交通安全の町宣言 昭和38年3月25日定例会 青色申告と諸税完納の町宣言 昭和50年9月26日定例会 防犯の町宣言 昭和63年12月20日定例会	【市 章】 名寄市章 昭和31年5月14日制定 〔市章の説明〕 名寄市の頭文字片仮名の「ナ」を四つ組み合わせて名寄を表し、市民の団結、和合、発展を表象したもの。 作者 熊本市西阿弥陀寺町 伊藤千夜子  【市の木・花・鳥等】 昭和52年4月1日市の木及び市の花指定 昭和54年1月21日市の市技指定 昭和55年11月5日市の鳥指定 市の木として「カエデ」 市の花として「エンレイソウ」 市の市技として「スキー」 市の鳥として「アカゲラ」 【これまでに議決した宣言】 安全都市宣言 昭和37年3月20日定例会 公明選挙都市宣言 昭和40年1月20日定例会 姉妹都市宣言 昭和44年10月2日定例会	新市において定める。 新市において調整する。 各種宣言 新市において定める

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

協 議 事 項	C-5 慣行の取扱い	関 係 項 目	
調整の内容			

現 況		調整の具体的内容
風 連 町	名 寄 市	
暴力追放の町宣言 平成2年12月18日定例会 米等主要農畜産物自給確立の町宣言 平成5年3月10日定例会 非核平和の町宣言 平成7年9月20日定例会 町民憲章（昭和45年 9月制定） 【本文】 1.健康で明るいまち 風連 きまりを守りなんでも話し合い 住みよいまちをつくりましょう。 1.働く喜びに生きるまち 風連 楽しく働き感謝に生きて 豊かなまちをつくりましょう。 1.若い力を育てるまち 風連 進歩と創造をめざし 希望あふれるまちをつくりましょう。 1.文化の花開くまち 風連 知性をみがき情操を高めて うるおいのあるまちをつくりましょう。	暴力追放・防犯都市宣言 平成2年12月10日定例会 平和都市宣言 平成3年3月15日定例会 健康都市宣言 平成14年12月2日定例会 市民憲章（昭和51年8月10日制定） 【前文】 私たちは、秀峰ピヤシリを望む美しい緑と樹氷きらめくまち、名寄の市民です。 きびしい風雪に耐えぬいた開拓精神を受けつぎ明るく、生き生きとした名寄市の発展に努めます。 【本文】 熱い郷土愛に満ち豊かな未来を語れる希望のまちをつくりま す。 健康な喜びに満ち豊かな自然に親しめる希望のまちをつくり ます。 温かい思いやりに満ち豊かな人情に包まれる希望のまちをつ くりま す。 晴れやかな知性に満ち豊かな教育と文化を誇れる希望のまち をつくりま す。 たくましい生産と勤労に満ち豊かな暮らしが守られる希望の まちをつくりま す	新市において調整 する。

風連町・名寄市合併協議会調整内容

協 議 事 項	C-5 慣行の取扱い	関 係 項 目	
調整の内容			

現 況		調整の具体的内容
風 連 町	名 寄 市	
名誉町民の推挙 【趣旨】 ・風連町民又は町と関係の深い者で、広く社会文化の興隆又は町の発展に寄与し町民が郷土の誇とし、且つ、深く尊敬に値すると認められる者に対し、風連町名誉町民（以下「名誉町民」という）の称号を贈り、これを顕彰する ・前項に該当すると認められる者であって顕彰前に死没した者に対しては、名誉町民の称号を追贈することができる 【決定方法】 ・町長は名誉町民推せん審議会に諮問して、推せんを決定し、町議会の議決を得て決める。 【贈与の方法】 ・名誉町民には、賞及び名誉町民章を贈り、名誉町民台帳に登録する。 【待遇】 ・名誉町民に対しては、次の待遇をすることができる 1)その事績を永く伝える方途を講ずること。 2)町の施設使用について特典を与えること。 3)名誉町民年金を給付すること。 4)名誉町民死亡の際公葬を行うこと。 5)顕彰前に死没した者に対して、名誉町民の称号を追贈した場合、名誉町民章及び功労一時金の贈呈 6)町の公の式典の参列及び名誉町民としての栄誉を維持するための適当な待遇 【年金】 ・年額 33万円	名誉市民 【趣旨】 ・本市に引続き10年以上住所を有し、又は引続き20年以上住所を有したことがある者で、広く社会文化の興隆、若しくは市の発展に功績があり市民が郷土の誇りとし、かつ深く尊敬に値すると認める者 又は、市民であつた者に対し、「名寄市名誉市民」の称号を贈りその功績と栄誉を称える。 【決定方法】 ・名寄市名誉市民は、市長の推薦により市議会が決定する。 【贈与の方法】 ・名寄市名誉市民には、推挙状を配し、名誉市民章を贈り、名誉市民台帳に登録する。 【礼遇】 (1) その功績を永く伝える方途を講ずる。 (2) 名寄市の施設の使用について特典を与える。 (3) 名誉市民年金の支給 (4) 名誉市民としての栄誉を維持するためにその生活に対して特典を与える。 (5) その他適当と認める待遇 【年金】 ・年額 60万円	新市において継続する。

風連町・名寄市合併協議会調整内容

協 議 事 項	C-5 慣行の取扱い	関 係 項 目	
調整の内容			

現 況		調整の具体的内容
風 連 町	名 寄 市	
町表彰 【目的】 この条例は、町の政治、経済、文化、社会その他各般にわたって町勢振興に寄与した者、又は町民の模範と認められる行為があった者の功績を讃え、永年在住された方々を表彰し、町民の愛町精神を高揚することを目的とする。 【表彰の種類】 文化賞、栄誉賞、功労表彰、善行表彰、勤続表彰及び永住表彰 【表彰の事項】 1 文化賞は、町の文化の発展に著しく貢献した個人又は団体に対し贈る。 2 栄誉賞は、芸術、文化、スポーツ等の分野において輝かしい活躍をし、広く町民に敬愛され、希望と活力を与えていると認められた個人又は団体に対し、その功績を讃え贈る。 3 功労表彰は、次の各号の一に該当し、功労顕著な者に対して町長がこれを行う。 (1) 自治功労 自治の伸展に尽力し、特に功労顕著な者 (2) 産業功労 産業の発展に貢献した者 (3) 文化功労 文化の発展に貢献した者 (4) 社会功労 社会事業の推進に貢献した者 4 善行表彰は、次の各号の一に該当する者に対して、町長がこれを行う。 (1) 町の公益事業に尽力し、又は公務を助力し、その功績顕著な者又は団体 (2) 町民の模範となる善行をした者又は団体	市表彰 【目的】 この条例は、市勢の発展に寄与し、又は市民の模範と認められる行為があった者を表彰し、もって本市の自治振興を促進することを目的とする。 【表彰の種類】 功労表彰、善行表彰、栄誉表彰 【表彰の事項】 1 功労表彰は、次の各号の1に該当する者のうち、功績顕著な者に対して市長がこれを行う。 (1) 地方自治の振興発展に貢献した者 (2) 社会福祉又は民生安定に尽力した者 (3) 保健衛生、環境衛生の向上に貢献した者 (4) 産業の振興又は経済の発展に貢献した者 (5) 労働福祉の増進に貢献した者 (6) 教育文化又は科学技術の振興に貢献した者 (7) 消費生活の向上又はコミュニティ活動若しくは安全な市民生活の推進に貢献した者 2 善行表彰は、次の各号の1に該当する者のうち、功績顕著な者に対して市長がこれを行う。 (1) 公益のため多額の金品又は、土地若しくは建物を寄付した者 (2) 市民生活の向上、環境整備等に奇特の行為があり、市民の模範となるべき者 (3) 社会福祉関係における自立更正者若しくは援護者又は母子家庭で、市民の模範となるべきものの者 (4) 非常災害等に際し、特に功績が顕著な者 3 栄誉表彰は、芸術、文化、スポーツ等の分野において輝かしい活躍をし、広く市民に敬愛され、市民に希望と活力を与えていると認めた個人又は団体に対し、その功績をたたえ、市長がこれを行う。	表彰制度 新市発足後において新たな制度を創設する。

風連町・名寄市合併協議会調整内容

協 議 事 項	C-5 慣行の取扱い	関 係 項 目	
調整の内容			

現 況		調整の具体的内容
風 連 町	名 寄 市	
5 勤続表彰は、次の各号の一に該当する者に対して、町長がこれを行う。 (1) 各種委員として20年以上勤続した者 (2) 統計調査員で満30年以上勤続した者 6 永住表彰は、永年町内に在住し町勢の発展に寄与した次に該当する者に対して、町長がこれを行う。 (1) 年齢が満80歳以上で、かつ、町内に50年以上在住し町民の模範となった者 【追表彰】 被表彰者であって、その後、新たに表彰すべき事由が発生したときは、更にその者を表彰することができる。 【表彰の方法】 ・被表彰者には、町長が表彰状及び記念品を贈呈する。 ・表彰を受けるべき者が表彰前に死亡したときは表彰状及び記念品は、その遺族に贈る。 【表彰の時期】 ・文化賞、栄誉賞、功労表彰、善行表彰は、毎年11月3日にこれを行う。ただし、特別の事情があるときは、町長が別に指定した日に行うことができる。 ・勤続表彰及び永住表彰は適宜行う。 【風連町表彰審査委員会】 町長の諮問機関として、文化賞、栄誉賞、功労表彰、善行表彰の被表彰者の審査を行うほか、特に表彰することが適当と認められるときは、被表彰者を具申することができる。 【教育功績者表彰】 町の生涯教育の振興に寄与した個人または団体に対し表彰する。 教育関係諸団体の推薦または教育長の推薦を受けて教育委員会で開催し随時教育長表彰を行う。	【名寄市表彰審議会】 市長の諮問機関で、被表彰者を選考し、審議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のとき、会長の決するところによる。 【賞状及び記念品】 表彰状、記念品 【受賞の日】 11月3日 ただし、特別の事情がある場合は、市長が別に指定した日に行うことができる。 【教育功績者表彰】 市教育の充実進行を図るため、学校教育や社会教育活動の実践の中で他の模範となり、その実績が極めて顕著なものに対し奨励表彰する。 教育機関・教育関係団体の代表者および一般市民の推薦を受け教育委員会で決定し、毎年2月に教育長表彰を行う。	執行機関の違いはあるが、新市の基準として統一し、この表彰については合併時に廃止すべき。

風連町・名寄市合併協議会調整内容

協 議 事 項	C-5 慣行の取扱い	関 係 項 目	
調整の内容			

現 況		調整の具体的内容
風 連 町	名 寄 市	
【国際交流事業】 ・該当なし	【国際交流事業】 姉妹都市・友好都市交流 事業の目的 昭和44年8月1日提携 カナダ国オンタリオ州リンゼイ市 (現カワーサレイクス市) 平成3年3月25日提携 ロシア国サハリン州ドーリンスク市 いずれの目的も下記のとおり。 ・平和と友好という国際理念の実現を希求する。 ・両地域間の社会的、文化的交流を促進し、両市町民の友好の発展を相協力して希求する。 ・行政レベルでの交流に留まらず、幅広い住民の積極的な参画のもと、青少年、教育、産業そして文化の分野における交流の推進に努める。 【概要】 ・隔年による交換留学生の派遣・受入（リンゼイ市） ・青少年交流事業として、青少年の派遣と受入を毎年交互に行う。（ドーリンスク市） ・行政代表団による相互訪問もしばしば行われる。	新市においても継続する。
【国内交流事業】 杉並区交流事業 【目的】 豊かな自然にいだかれ、希望に輝き活力あるまちづくりをめざす当町と、みどり豊かな福祉と文化のまちづくりをめざす東京都杉並区は縁あって友好の絆を結ぶ機会を得、両自治体及び住民相互の自主性を尊重し教育・文化・経済等の相互交流を図ることを目的としている。	【国内交流事業】 姉妹都市交流 【目的】 名寄市と姉妹都市である山形県藤島町との交流を中心に地域間都市交流を発展させ、市民団体などと連携して、人的交流と合わせて経済交流の推進に努める。 【現況】 平成8年山形県藤島町と姉妹都市の盟約を結び、少年少女の交流事業をはじめ、人的交流を大きな柱として相互交流の推進に努めています。	新市においても継続する。

風連町・名寄市合併協議会調整内容

協 議 事 項	C-5 慣行の取扱い	関 係 項 目	
調整の内容			

現 況		調整の具体的内容
風 連 町	名 寄 市	
【経過】 風連町が開基90周年を迎えた平成元年、90周年記念式典前日の7月13日、交流協定を締結し友好交流都市としての関係がスタートした。平成4年、杉並区制60周年を記念し杉並区で開催された「交流都市サミット」では、杉並区とその友好都市、国内外合わせて5都市間による「世界平和と相互交流」についての共同声明を発表するなど、同区と友好関係にある都市との交流も生れている。また、平成7年には、都市と農村部の機能を生かし、緊急災害時の協力体制として両自治体間における「防災相互援助協定」を結ぶなど、幅広く交流が発展し現在に至っている。 【交流概要】 ○受入事業 白樺まつり：毎年6月にふうれん望湖台自然公園で開催される同まつりに、杉並区より東京高円寺阿波踊り親善団が派遣され、町民の方々との交流を深めている。 冬まつり：2月に開催される。杉並区より区民の方々が派遣されていたが、近年、財政的なことから、区職員の方々が自主的に来町され、交流いただいている。 ○派遣事業 東京高円寺阿波踊り大会：8月下旬に開催される同大会は、東京を代表する有数のイベントであり、当町からも公募により町民の方々を派遣している。（参加者負担あり） また、同区との交流を契機に「風舞連」なる阿波踊り団体も結成され、文化面での交流が広がりをみせている。 ○物流事業 杉並区内でのイベントにおける風連特産品の斡旋や、区役所内売店での特産品の取り扱い、区職員向けに、J Aと郵便局がタイアップしての特産品販売（ゆうパック）など、物流の流れも広がってきている。また、経済界レベルでの交流も進められている。	【交流概要】 ○青少年相互交流事業 両市町の次代を担う子供達がお互いの地域社会の生活や文化・産業・歴史に対する理解を深め、地域間交流の基礎を築くこととあわせ、子供達の相互の未永い友情を育むことを目的とし、青少年の相互交流を行っている。（今年は名寄市の青少年が藤島町に訪問） ○物産交流事業 藤島町の藤の花まつりにおいて、名寄市特産品の販売、名寄市の産業祭りにおいて、藤島町特産品の斡旋など、その他一年を通して、互いの町の農産品などを斡旋販売している。 ○その他 平成8年に名寄市民および市内の各種団体などで構成する「名寄・藤島交流友の会」が発足し、市民レベルで相互友愛の絆を深め友好交流を推進している。	

風連町・名寄市合併協議会調整内容

協 議 事 項	C-5 慣行の取扱い	関 係 項 目	
調整の内容			

現 況		調整の具体的内容
風 連 町	名 寄 市	
○その他 教育委員会対応の事業として、「都会っ子との体験交流」を実施し、杉並区、当町双方を会場として、小中学生の交流を実施している。 【都会っ子との体験交流事業】 【目的】 風連町に住む子どもたちと、異なる環境をもつ子どもたちと交流をとおして、人間性にあふれ意欲に満ちた子どもたちの育成を図るため。 【概要】 風連町在学の小学生や中学生と、友好交流自治体である東京都杉並区の小学生や中学生と様々な体験を通じて子ども同士の交流を図る。 【組織】 都会っ子との体験交流実行委員会 (委員構成は風連町地域教育推進協議会委員が兼務) 【開催日】 ①夏(風連会場) 7月26日～29日 ②夏(東京会場) 8月 5日～ 9日 ③冬(風連会場) 12月26日～29日(隔年開催。次回H17年予定) 【対象】 ①夏(風連会場) 風連小学生25人、杉並小学生25人 ②夏(東京会場) 風連小学生25人、杉並小学生25人 ③冬(風連会場) 風連中学生25人、杉並中学生25人		

風連町・名寄市合併協議会調整内容

協 議 事 項	C-5 慣行の取扱い	関 係 項 目	
調整の内容			

現 況		調整の具体的内容
風 連 町	名 寄 市	
【内容】 実行委員会議で協議し、毎年、工夫を凝らしながら企画・運営していくが、主な内容は次のとおり。 ①夏（風連会場）キャンプ等野外活動等 ②夏（東京会場）都会での生活等 ③冬（風連会場）スキーやシバレ体験等 【負担金】 夏の事業は、原則、風連会場・東京会場に参加できる小学生を募集し、一人につき25,000円。 冬の事業は、一人につき5,000円。 【会計】 独自会計を有し、教育委員会が事務局と会計を務める。 （都会っ子との体験交流実行委員会会計） 【補助金】 H16年度 1,800千円 【ふるさと会事業】 【団体名】 札幌風連会 旭川風連会 【組織】 札幌・旭川それぞれ近郊在住の本町出身者等で構成する会 ・会員数 札幌風連会 115人 旭川風連会 97人 【主な活動内容】 ○札幌風連会 (1)会広報紙の発行 (2)風連町内でのイベントに参加 (3)ふるさとの集い開催（総会兼ねて） ○旭川風連会 (1)風連町内でのイベントに参加 (2)会員相互の親睦交流イベント開催 (3)定期総会及び懇親会開催	【団体名】 (1)東京なよろ会 (2)さっぽろ名寄会 【組織】 東京・札幌それぞれ近郊在住の本市出身者等で構成する会 ○会員数 (1)東京なよろ会 716名 (2)さっぽろ名寄会 83名 【主な活動内容】 (1)東京なよろ会 1.会広報誌の発行（年3回） 2.名寄市におけるゴルフツアーの実施 3.名寄市におけるスキーツアーの実施 4.名寄物産フェア・アスパラまつり開催協力	新市において調整し継続する。

風連町・名寄市合併協議会調整内容

協 議 事 項	C-5 慣行の取扱い	関 係 項 目	
調整の内容			

現 況		調整の具体的内容
風 連 町	名 寄 市	
【町との関わり】 それぞれの定期総会に理事者、町議会、商工会、農協の各代表者が出席 【町からの助成金】 平成15年度では、それぞれ100千円交付しているが、両会の理解を得た上で、平成16年度より50千円に減額	5. 会員相互の親睦交流イベント開催 6. 定期総会及び懇親会開催 (2) さっぽろ名寄会 1. 市広報の発送（毎月） 2. 会員相互の親睦旅行会開催 3. 定期総会及び懇親会開催 【市との関わり】 (1) 東京なよろ会の定期総会、ゴルフツアー・スキーツアーの歓迎会、サヨナラパーティーへ理事者、市議会の代表者が出席 (2) さっぽろ名寄会の定期総会に理事者が出席 【市からの助成金等】 平成16年度予算 (1) 東京なよろ会 500千円	

先進事例

■篠山市

- (1) 町章、町民憲章、町木、町花及び町歌については、新町において新たに定めるものとする。
- (2) 宣言及び表彰については、新市において調整するものとする。
- (3) 各町類似の事業等については、原則として新市において調整するものとする。
- (4) 各町独自の事業等については、原則として現行のとおりとする。

■西東京市

- (1) 市章は、新市において、調整する。
- (2) 市の木、花、鳥は、新市において、調整する。
- (3) 市民憲章、高齢者憲章、都市宣言については、新市において、調整する。

■さいたま市

- (1) 市章・市の木・市の花等の象徴的事項については、新市において検討するものとする。
ただし、市のおどりについては現行のとおりとする。
- (2) 市民憲章及び各都市宣言については、新市において検討する。
- (3) 都市間交流については、新市において継続する。
- (4) 名誉市民、市民栄誉賞、文化賞及び市政功労賞については新市において継続する。

■潮来市

- (1) 町章
当面、潮来町の町章を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに町章を制定するものとする。
- (2) 町民憲章
当面、潮来町の町民憲章を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに町民憲章を制定するものとする。
- (3) 町の花・木・鳥
当面、潮来町の花・木・鳥を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに町の花・木・鳥を制定するものとする。

■あきる野市

市の花、木、鳥、歌については、新市において新たに定めるものとされ、合併後公募によって決定された。

■新潟市

- (1) 市民憲章は、新潟市の制度に統一する。
ただし、黒埼町民憲章は、黒埼地区の憲章として継承していく。
- (2) 市民歌は、新潟市の制度に統一する。
ただし、黒埼町の町民歌については、黒埼地区の愛唱歌として伝承していく。
- (3) 「市の木」「市の花」は、新潟市の制度に統一する。
ただし、黒埼町の木については、黒埼地区の推奨の木として伝承していく。
- (4) 消防出初式は、新潟市の制度に統一する。
ただし、黒埼地区の出初式も別に実施する。
- (5) 成人式は、新潟市の制度に統一する。

国民健康保険事業の取扱いについて（協定項目 C－6）

協議のポイント

- ・国保税率、賦課方式の違いの統一
(介護賦課方式＝風連町 4 方式 (所得割、資産割、均等割、平等割)
名寄市 3 方式 (所得割、均等割、平等割)
- ・任意給付の違いを統一
(葬祭費 風連町 10,000 円 名寄市 20,000 円)
- ・保険事業の差を統一
各種検診補助 (個人負担) の違い
 - ・ それぞれが有する基金の取扱いをどうするか。
風連町: 国民健康保険財政調整基金
名寄市: 国民健康保険支払準備基金
 - ・ 国保運営委員会の統一

国民健康保険事業の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成16年 7 月 29 日

風連町・名寄市合併協議会

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

協議事項	B6: 地方税の取り扱い C6: 国民健康保険事業の取扱いについて	関係項目	
分科会・専門部会の調整方針	個々の課題別の調整方針は表中に記載		

現 況			具体的な調整方法																																									
風 連 町		名 寄 市																																										
1	国民健康保険税		国民健康保険税	税率（所得割、資産割、均等割、平等割）について差がある。 介護分の賦課方式が風連町 4 方式（所得割・資産割・均等割・平等割）と名寄市の 3 方式（資産割なし）で差がある。 医療費支払の目的税の性格から新市においては統一すべき。 納期については差なし。																																								
	<table><tr><td></td><td>医療分税率</td><td>介護分税率</td></tr><tr><td>所得割</td><td>8.2/100</td><td>0.75/100</td></tr><tr><td>資産割</td><td>71/100</td><td>5/100</td></tr><tr><td>均等割</td><td>27,000 円/人</td><td>4,800 円/人</td></tr><tr><td>平等割</td><td>29,000 円/世帯</td><td>3,300 円/世帯</td></tr><tr><td>限度額</td><td>530,000 円</td><td>80,000 円</td></tr></table>				医療分税率	介護分税率	所得割	8.2/100	0.75/100	資産割	71/100	5/100	均等割	27,000 円/人	4,800 円/人	平等割	29,000 円/世帯	3,300 円/世帯	限度額	530,000 円	80,000 円	<table><tr><td></td><td>医療分税率</td><td>介護分税率</td></tr><tr><td>所得割</td><td>9/100</td><td>0.8/100</td></tr><tr><td>資産割</td><td>15/100</td><td>—</td></tr><tr><td>均等割</td><td>23,000 円/人</td><td>5,500 円/人</td></tr><tr><td>平等割</td><td>28,000 円/世帯</td><td>5,000 円/世帯</td></tr><tr><td>限度額</td><td>530,000 円</td><td>80,000 円</td></tr></table>		医療分税率	介護分税率	所得割	9/100	0.8/100	資産割	15/100	—	均等割	23,000 円/人	5,500 円/人	平等割	28,000 円/世帯	5,000 円/世帯	限度額	530,000 円	80,000 円				
		医療分税率	介護分税率																																									
	所得割	8.2/100	0.75/100																																									
	資産割	71/100	5/100																																									
	均等割	27,000 円/人	4,800 円/人																																									
	平等割	29,000 円/世帯	3,300 円/世帯																																									
	限度額	530,000 円	80,000 円																																									
		医療分税率	介護分税率																																									
	所得割	9/100	0.8/100																																									
資産割	15/100	—																																										
均等割	23,000 円/人	5,500 円/人																																										
平等割	28,000 円/世帯	5,000 円/世帯																																										
限度額	530,000 円	80,000 円																																										
納期：6 期 （7 月～12 月） および随時課税		納期：6 期 （7 月～12 月） および随時課税																																										
＜税額算出例＞ 家族構成、収入種類により異なります。 家族構成 夫（43 歳）妻（38 歳）子ども 2 人 世帯の給与収入 300 万円 資産税 3 万円 課税標準となる所得額 1,590,000 円		＜税額算出例＞ 家族構成、収入種類により異なります。 家族構成 夫（43 歳）妻（38 歳）子ども 2 人 世帯の給与収入 300 万円 資産税 3 万円 課税標準となる所得額 1,590,000 円																																										
<table><tr><td></td><td>医療分</td><td>介護分</td></tr><tr><td>所 得 割</td><td>130,380 円</td><td>11,925 円</td></tr><tr><td>資 産 割</td><td>21,300 円</td><td>1,500 円</td></tr><tr><td>均 等 割</td><td>108,000 円</td><td>4,800 円</td></tr><tr><td>平 等 割</td><td>29,000 円</td><td>3,300 円</td></tr><tr><td>小 計</td><td>288,600 円</td><td>21,500 円</td></tr><tr><td>税 額 総 計</td><td colspan="2">310,100 円</td></tr></table>			医療分	介護分	所 得 割	130,380 円	11,925 円	資 産 割	21,300 円	1,500 円	均 等 割	108,000 円	4,800 円	平 等 割	29,000 円	3,300 円	小 計	288,600 円	21,500 円	税 額 総 計	310,100 円		<table><tr><td></td><td>医療分</td><td>介護分</td></tr><tr><td>所 得 割</td><td>143,100 円</td><td>12,720 円</td></tr><tr><td>資 産 割</td><td>4,500 円</td><td>—</td></tr><tr><td>均 等 割</td><td>92,000 円</td><td>5,500 円</td></tr><tr><td>平 等 割</td><td>28,000 円</td><td>5,000 円</td></tr><tr><td>小 計</td><td>267,600 円</td><td>23,220 円</td></tr><tr><td>税 額 総 計</td><td colspan="2">290,800 円</td></tr></table>		医療分	介護分	所 得 割	143,100 円	12,720 円	資 産 割	4,500 円	—	均 等 割	92,000 円	5,500 円	平 等 割	28,000 円	5,000 円	小 計	267,600 円	23,220 円	税 額 総 計	290,800 円	
	医療分	介護分																																										
所 得 割	130,380 円	11,925 円																																										
資 産 割	21,300 円	1,500 円																																										
均 等 割	108,000 円	4,800 円																																										
平 等 割	29,000 円	3,300 円																																										
小 計	288,600 円	21,500 円																																										
税 額 総 計	310,100 円																																											
	医療分	介護分																																										
所 得 割	143,100 円	12,720 円																																										
資 産 割	4,500 円	—																																										
均 等 割	92,000 円	5,500 円																																										
平 等 割	28,000 円	5,000 円																																										
小 計	267,600 円	23,220 円																																										
税 額 総 計	290,800 円																																											

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

協議事項	C6：国民健康保険事業の取り扱い	関係項目	
分科会・専門部会の調整方針	個々の課題別の調整方針は表中に記載		

現 況		具体的な調整方法
風 連 町	名 寄 市	
2 保険給付事業 療養の給付……国制度のとおり 療養費 ……国制度のとおり 高額療養費……国制度のとおり 出産育児一時金 300,000 円 葬祭費 10,000 円	保険給付事業 療養の給付……国制度のとおり 療養費 ……国制度のとおり 高額療養費……国制度のとおり 出産育児一時金 300,000 円 葬祭費 20,000 円	法定給付については差異なし。 任意給付である葬祭費を新市において統一すべき。
3 国保資格の取得、喪失、国保税の軽減措置、医療費の支払方法等の事務作業手順 国民健康保険法の規定に基づき実施	国保資格の取得、喪失、国保税の軽減措置、医療費の支払方法等の事務作業手順 国民健康保険法の規定に基づき実施	両市町で差異がなく、新市においてもそのまま継続する。
国民健康保険財政調整基金 15 年度積立額 12,800,000 円 15 年度末残高 112,844,000 円	国民健康保険支払準備基金 15 年度積立額 25,074,000 円 15 年度末残高 377,005,000 円	

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

協議事項	C6：国民健康保険事業の取り扱い	関係項目	
分科会・専門部会の調整方針	個々の課題別の調整方針は表中に記載		

現 況					具体的な調整方法				
風 連 町				名 寄 市					
4	各種検診助成				各種検診助成				合併における負担公平の原則および住民福祉の向上の原則から、新市において統一基準を設けて、両市町の被保険者が同じサービスを受けられるように調整すべき。 その他の各種保険事業についても新市において統一基準を設けて実施すべき。
	項 目	費 用	国保等助成	個人負担	項 目	費 用	国保等助成	個人負担	
	基本検診(40 以上)	1,300 円	8 割	2 割	基本検診(40 以上)	1,000 円	1,000 円	0 円	
	肝炎ウィルス検査	500 円	8 割	2 割	肝炎ウィルス検査	300 円	300 円	0 円	
	胃がん検診	1,600 円	8 割	2 割	胃がん検診	1,500 円	1,500 円	0 円	
	肺がん検診(胸部)	600 円	8 割	2 割	肺がん検診(胸部)	500 円	500 円	0 円	
	肺がん検診(喀痰)	1,000 円	8 割	2 割	肺がん検診(喀痰)	800 円	800 円	0 円	
	大腸がん検診	1,100 円	8 割	2 割	大腸がん検診	1,000 円	1,000 円	0 円	
	子宮ガン(頸部)	1,600 円	8 割	2 割	子宮ガン(頸部)	1,500 円	1,500 円	0 円	
	子宮ガン〈体部〉	1,000 円	8 割	2 割	子宮ガン〈体部〉	800 円	800 円	0 円	
	乳がん検診	1,100 円	8 割	2 割	乳がん検診	1,000 円	1,000 円	0 円	
	人間ドック	各種	8 割	2 割	人間ドック	各種	3 分の 2	3 分の 1	
	脳ドック	各種	2 分の 1	2 分の 1	脳ドック	各種	3 分の 2	3 分の 1	
5	国民健康保険運営協議会				国民健康保険運営協議会				新市において新たに構成する。 退職者医療制度被保険者代表を委員に加える 委員報酬については他の委員と同様に統一する。
	被保険者代表 3 人				被保険者代表 3 人				
	医師、薬剤師代表 3 人				医師、薬剤師代表 3 人				
	公益代表 3 人				公益代表 3 人				
	任期 2 年 (H17.5.31 まで)				任期 2 年 (H17.7.31 まで)				
	委員報酬 2,600 円				委員報酬 4,000 円				

先進事例

■熊本市

（住民の負担が低い）熊本市の制度に統一。

■西東京市

- (1) 賦課方式は、田無市の例により「保険料」とする。
- (2) 保険料率は、田無市の例による。ただし、合併特例法第 10 条の規定を適用し、合併する年度はそれぞれ現行の税率及び料率を採用する。なお、新市において国民健康保険運営協議会を設置し、保険料率について検討を行い、合併する年度の翌々年度より新保険料率を設定するものとする。
- (3) 納期は、田無市の例による。ただし、合併する年度については、それぞれ旧市の例による。

■潮来市

牛堀町の国民健康保険事業については、原則として潮来町の制度に統一するものとする。ただし、無受診世帯表彰については、牛堀町の制度を適用するものとする。

■篠山市

- (1) 国民健康保険税の税率については、合併時に統一を図る。ただし、急激な負担増加とならないよう調整に努める。
- (2) 国民健康保険税の賦課及び減額については、現行のとおりとする。
- (3) 財政調整基金については、合併時に適切な額を持ち寄る。
- (4) 国民健康保険税の納期については、現行のとおりとし、納期前納付報奨金については、西紀町、丹南町及び今田町の例による。
- (5) 督促手数料については、篠山町の例による。
- (6) 保険給付事業については、現行のとおりとする。
- (7) 保健事業については、合併時に調整する。ただし、健康診査にかかる補助については篠山町の例によるものとし、2 時間人間ドック補助については今田町の例による。

■さいたま市

国民健康保険事業については、被保険者に対するサービスの均一化や負担の公平に留意し、速やかに統一するものとする。

■さぬき市

- (1) 保険税は、国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保することができる額にて統一を図る。
- (2) 納税義務の発生、消滅等に伴う賦課及び督促手数料、保険給付事業、疾病予防については、現行のとおりとする。
- (3) 軽減割合は、7割軽減・5割軽減・2割軽減を適用することとする。
- (4) 納期は、保険税額を考慮し、適正な納期で統一を図る。
- (5) 納期前納付報奨金は廃止で統一する。
- (6) 国保運営協議会は、新市において新たに設置する。
- (7) 保健事業と健康教育については、現在実施している町に準じて、新市においても行うこととする。ただし、実施内容については、統一を図る。
- (8) 人間ドック補助は、新市においても実施する。ただし、実施形態及び補助額等については、統一を図る。
- (9) 財政調整基金は、合併時に全額を持ち寄る。
- (10) 高額療養費資金貸付については、新市においても実施する。なお、基金の額は15,000,000円とし、貸付額は現行のとおりとする。

介護保険事業の取扱いについて（協定項目 C－7）

協議のポイント

- 1 保険給付の内容や料金は老人保健福祉計画と介護保険事業計画に基づき設定される。
風連町と名寄市の事業計画は、共に平成 15 年度から 17 年度の計画で、合併の時期にもよるが平成 17 年度末に合併する場合、既に 18 年度から 3 年分の計画を各々議決した後となる。
また合併後、新市としての計画を新たに定めることになるが、適用は翌年度からとすることが適当とされている。
- 2 準備基金の状況が、資料と合併時では実態を反映していない場合がある。

以上を踏まえ、介護保険事業の取り扱いについて協議することになる。

介護保険事業の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成16年7月29日提出
風連町・名寄市合併協議会

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

協 議 事 項	C-7 介護保険事業の取扱い	関 係 項 目
部会・専門部会での調整内容	1 差異のないものについては、現行のとおりとする。 2 差異のあるものについては、次のとおりとする。 ① 保険料及び納期 平成18年度においては、各々の保険料及び納期とし、平成19年度に新計画策定し統合する。 ② 保険料の単独減免及び給付の内容は新市において協議する。 ③ 風連町介護保険事業等検討委員会及び名寄市保健医療福祉推進協議会は、合併時に再編する。	

現 況		調整の具体的内容
風 連 町	名 寄 市	
共同設置につき内容は同一	介護認定審査会 【概要】 介護保険の円滑な運営のため、近隣市町村で共同設置している名寄地区介護認定審査会の事務局事務をおこなう。 【市町村の構成】 名寄市・風連町・下川町・美深町・中川町・音威子府村 【共同設置年月日】 平成11年7月1日 【事務内容】 ・審査会にかかる予算・決算事務 ・審査委員の委嘱 ・審査委員報酬・旅費の支出 ・嘱託職員の採用 ・負担金の請求（構成町村長あて 年3回） ・契約関係（コピー機・タクシー借上げ） ・審査会資料の作成・委員への送付 ・審査会日程表作成 ・審査件数の市町村間調整 ・審査会場の設置 ・審査会資料・議事録・録音テープ等の保管 ・地区担当者会議の開催 ・各種事務連絡 【審査会費用市町村負担割合】 ・均等割 70% ・高齢者人口割 30%	

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

協 議 事 項	C-7 介護保険事業の取扱い	関 係 項 目	
調整の内容			

現 況		調整の具体的内容
風 連 町	名 寄 市	
【事業概要】 要介護者、要支援者が介護保険サービスを受けたとき、サービスの種類ごとに基準額の9割を支給するほか、施設入所者の食事代の標準負担額と実費の差額、高額介護サービス費の支給等の給付事務を行う。	【審査会回数・審査件数】 ・平成15年度 84回開催 2549件審査 ・平成16年度（予定） 88回開催 【事業概要】 同じ	
H15介護給付費 居宅介護サービス給付費 69,290,471円 施設介護サービス給付費 344,070,621円 福祉用具購入費 518,789円 住宅改修費 1,628,585円 居宅介護サービス計画費 18,488,060円 審査支払手数料 597,234円 高額介護サービス等費 2,679,700円 計 437,273,460円 H15介護給付費負担金 国庫負担金（20.0%） 89,375,000円 調整交付金（7.71%） 34,471,000円 支払基金交付金（32.0%） 138,737,000円 道負担金（12.5%） 54,548,522円 町負担金（12.5%） 53,882,000円	H15介護給付費 居宅介護サービス給付費 302,610,449円 施設介護サービス給付費 1,068,902,264円 福祉用具購入費 2,053,477円 住宅改修費 5,927,583円 居宅介護サービス計画費 39,870,750円 審査支払手数料 1,572,072円 高額介護サービス等費 12,014,960円 計 1,432,951,555円	

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

協 議 事 項	C-7 介護保険事業の取扱い	関 係 項 目	
調整の内容			

現 況		調整の具体的内容
風 連 町	名 寄 市	
保険給付 【在宅に関する給付】 ①在宅介護サービス費の支給 (1)訪問介護(ホームヘルプサービス) (2)訪問看護 (3)訪問入浴 (4)通所介護(デイサービス) (5)短期入所生活介護(ショートステイ) (6)福祉用具貸与 (7)痴呆対応型医療施設(グループホーム) (8)福祉用具購入費(償還払い・代理受領) H15年度利用件数 24件 (9)住宅改修費(償還払い・代理受領) H15年度利用件数 23件	保険給付 【在宅に関する給付】 ①在宅介護サービス費の支給 (1)訪問介護(ホームヘルプサービス) (2)訪問看護 (3)訪問リハビリテーション (4)居宅療養管理指導 (5)通所介護(デイサービス) (6)通所リハビリテーション(デイケア) (7)短期入所生活介護(ショートステイ) (8)短期入所療養介護(ショートステイ) (9)福祉用具貸与 (10)痴呆対応型医療施設(グループホーム) (11)福祉用具購入費(償還払い・代理受領別記) 福祉用具購入取扱い契約業者名(別記) (12)住宅改修費(償還払い・代理受領別記) 【施設に関する給付】 ②施設介護サービス費の支給 代理受領(現物給付) 基準該当サービスについて受領委任があり、審査支払を 国保連合会に委託。 (1)介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) (2)介護老人保健施設(老人保健施設) (3)介護療養型医療施設 ③高額介護サービス費の支給 (償還払い・代理受領事務手順別記) ④ケアプランサービス計画費の支給 ⑤居宅介護等サービス計画費の支給	

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

協 議 事 項	C-7 介護保険事業の取扱い	関 係 項 目	
調整の内容			

現 況		調整の具体的内容
風 連 町	名 寄 市	
	【別 記】 ①高額介護サービス費代理受領事業者 (1)介護老人福祉施設 清峰園 (2)介護療養型医療施設 三愛病院 (3)介護療養型医療施設 吉田病院 (4)介護老人保健施設 そよかぜ館 (5)介護老人福祉施設 しらかばハイツ（風連町） (6)介護老人福祉施設 五天山園（札幌市） (7)介護老人保健施設 ライフほしおき（札幌市） ②福祉用具購入取扱い業者（15年度実績） H15年度利用件数 88件 (1)藤田産業(株) 福祉事業部 わんせるふ (2)有)フレッシュケア いわた（興部町・名寄支店） (3)株北昭産業 (4)株マルベリーさわかセンター旭川 (5)株オカベ電器 ③住宅改修取扱い業者（15年度実績）H15年度利用件数 82件 (1)藤田産業(株) 福祉事業部 わんせるふ (2)有)フレッシュケア いわた（興部町・名寄支店） (3)株北昭産業 (4)名寄木工(有) (5)株坂下組 (6)山口建設 (7)株山本組 (8)高玉組 (9)有)小森建設工業 (10)株夏坂組 (11)株マルベリーさわかセンター旭川 (12)大野土建(株)名寄支店 他	

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

協 議 事 項	C-7 介護保険事業の取扱い	関 係 項 目	
調整の内容			

現 況		調整の具体的内容
風 連 町	名 寄 市	
	④償還払い及び代理受領（現物給付）の事務基準等 (1)高額介護サービス費・償還払い(一般) サービス提供→利用料支払→領収書交付→国保連合会へ レセプト請求→保険者へレセプト送付・費用請求→該当者 へ通知→窓口にて申請→口座振込による償還払い→国保連 合会事業者へ支払→保険者(市)が国保連合会へ費用支払 (2)高額介護サービス費・代理受領 サービス提供→利用者代理受領依頼→事業者が申請書にて 自己負担上限額の確認→保険者(名寄市)が利用者へ高額サ ービス費の支給の通知→事業者が領収書交付→事業者が代 理受領申請→保険者(名寄市)が高額介護サービス費支払 (その他は一般の流れと同様) (3)福祉用具購入費・住宅改修費償還払い ア. 事前相談 要介護被保険者等（以下、対象者）が介護支援専門員 からの助言・情報提供を受けながら相談を行う。 イ. 必要書類の提出 介護支援専門員（居宅介護サービス計画を自己作成し た場合は当該対象者）が作成した理由書及び次の書類 を添付 ・福祉用具購入一パンフレット等 ・住宅改修一見積書、設計図、改修前写真 (改修業者は建築課の意見を求める) ウ. 発注・改修工事依頼 エ. 業者に対象者が全額費用支払 オ. 対象者は業者より領収書を受領 カ. 支給申請一名寄市が審査、受給者台帳記入 支給申請書の他に必要書類を添付 ・領収書（福祉用具購入・住宅改修） ・工事完了証明書（住宅改修） ・改修後写真その他必要と認める書類 キ. 対象者へ支払決定通知及び支払	

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

協 議 事 項	C-7 介護保険事業の取扱い	関 係 項 目	
調整の内容			

現 況		調整の具体的内容
風 連 町	名 寄 市	
	(4)福祉用具購入費・住宅改修費代理受領 ア. 事前相談 要介護被保険者等（以下、対象者）が介護支援専門員からの助言・情報提供を受けながら相談を行う。 イ. 代理受領書の提出 代理受領を行うサービス事業者はあらかじめ代理受領申出書を市に提出する。 ウ. 福祉用具購入・住宅改修事前承認願の提出 代理受領の適用を受けようとする対象者は、事前承認願の他に、上記償還払いのイ. に掲げる必要書類を添付 エ. 審査・承認（事前） 市は届出を受け審査し、給付対象を認めた場合、承認番号を付し、届出を行ったものに対し承認願及び添付書類を返付する。 オ. サービス事業者が請求書の交付をし対象者より自己負担額を領収し領収書を交付 カ. 当該対象者と委任契約の締結 サービス事業者は支給申請書（受領委任用）により対象者と代理受領の締結をする。 キ. サービス事業者による支給申請及び必要書類の提出 サービス事業者は申請書の他に下記に掲げる必要書類を添付し、名寄市はこれを受けて審査・支払決定する ・領収書、承認願、理由書、パンフレット等、工事内訳書、工事完了証明書、その他必要と認める必要書類。 ク. サービス事業者に支給決定通知及び支払 ケ. 対象者への報告 サービス事業者は福祉購入費・住宅改修費を受領したときは、速やかにその旨を、対象者に報告するものとする。	

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

協議事項	C-7 介護保険事業の取扱い	関係項目	
調整の内容			

現 況		調整の具体的内容
風 連 町	名 寄 市	
【資格管理】 平成 16 年 4 月 第 1 号被保険者数 1,703 人 （内住所地特例 2 人）旧措置入所者 39 人 標準負担額軽減認定者数 37 人 特定標準負担額減額認定者数 39 人 特定利用者負担額減額・免除認定者数 32 人 【低所得者利用者負担軽減対策補助】 【概要】 介護保険制度の円滑な施行を図り、もって保健福祉の向上に資するため、利用者負担の一部を減免または助成する。 【実施事業】 ※法施行時の訪問介護利用者に対する利用者負担額軽減措置事業（以下、法施行時） ※障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業（以下、障害者） 【要件】 ※ 法施行時 ・法施行前 1 年の間にホームヘルパーの派遣実績がある者 ・所得税非課税世帯に属する者 （一旦、所得税課税になった者は翌年度以降課税になっても対象としない） ※ 障害者 ・所得税非課税世帯に属する者 ・法施行前 1 年の間にホームヘルプサービスを受けていた障害者手帳の交付を受けている者 ・特定疾病により、要介護・要支援の状態となった第 2 号被保険者	【資格管理】 平成 16 年 4 月 第 1 号被保険者数 5,898 人 （内住所地特例 19 人）旧措置入所者 65 人 標準負担額軽減認定者数 135 人 特定標準負担額減額認定者数 65 人 特定利用者負担額減額・免除認定者数 43 人 【低所得者利用者負担軽減対策補助】 【概要】 同じ 【実施事業】 ※法施行時の訪問介護利用者に対する利用者負担額軽減措置事業（以下、法施行時） ※障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業（以下、障害者） ※社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担減免措置事業（以下、社会福祉法人減免） 【要件】 ※ 法施行時 ・法施行前 1 年の間にホームヘルパーの派遣実績がある者 ・所得税非課税世帯に属する者 （一旦、所得税課税になった者は翌年度以降課税になっても対象としない） ※ 障害者 ・所得税非課税世帯に属する者 ・法施行前 1 年の間にホームヘルプサービスを受けていた障害者手帳の交付を受けている者 ・特定疾病により、要介護・要支援の状態となった第 2 号被保険者	

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

協議事項	C-7 介護保険事業の取扱い	関係項目	
調整の内容			

現 況		調整の具体的内容
風 連 町	名 寄 市	
【対象サービス】 ※ 法施行時・障害者・・・訪問介護 【対象者】 平成 15 年度 ※法施行時の訪問介護利用者に対する利用者負担額軽減措置事業 → 17 人 ※障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業 → 1 人 【平成 15 年度 補助金実績】 ※法施行時の訪問介護利用者に対する利用者負担額軽減措置事業 140,000 円 ※障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業 40,000 円	※ 社会福祉法人減免 （在宅サービス利用者）住民税非課税世帯に属する者 （特養入所者）住民税非課税世帯に属する者で、かつ、年収 42 万円以下の者 【対象サービス】 ※ 法施行時・障害者・・・訪問介護 ※ 社会福祉法人減免 ・訪問介護（ただし、障害者減免対象者以外） ・通所介護・短期入所生活介護 ・指定介護老人福祉施設における施設サービス 【対象者】 平成 15 年度 ※法施行時 → 19 人 ※障害者 → 22 人 ※社会福祉法人減免 → 216 人	

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

協 議 事 項	C-7 介護保険事業の取扱い	関 係 項 目	
調整の内容			

現 況		調整の具体的内容
風 連 町	名 寄 市	
	【平成 15 年度 補助対象経費】 ※法施行時 361,325 円 ※障害者 1,013,882 円 ※社会福祉法人減免 3,228,000 円 介護保険サービス利用者負担額助成措置事業（以下、独自減免） 【概要】 名寄市に住所を有する要介護被保険者等のうち、生計困難と認められる者が一定の介護保険サービスを利用する場合、利用者負担の一部を助成することにより、介護保険制度の円滑な施行を図り、もって在宅介護の推進及び高齢者等の福祉の向上に資する。 【要件】 住民税非課税世帯に属する者（生活保護受給者を除く） 【対象サービス】 ・訪問介護（ただし、障害者減免対象者以外） ・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリ ・通所介護（社会福祉法人の減免適用者は除く） ・通所リハビリ ・短期入所生活介護（社会福祉法人の減免適用者は除く） ・短期入所療養介護 【平成 15 年度実績】 対象者（認定証交付者） 130 人 助成実績 3,358,804 円	

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

協議事項	C-7 介護保険事業の取扱い	関係項目	
調整の内容			

現 況		調整の具体的内容
風 連 町	名 寄 市	
【介護保険特別会計（保険事業勘定）】 平成16年度予算額 ・介護保険（保険事業） 450,710千円 （介護サービス） 406,979千円 【平成15年度決算見込】 歳入総額 461,640,804 円 歳出総額 455,543,537 円 （歳入） （歳出） 千円 保険料 69,172 総務費 6,420 国庫支出金 131,812 保険給付費 437,273 道支出金 54,549 財政安定化基金拠出金 439 支払基金交付金 138,737 基金積立金 2,247 財産収入 1 諸支出金 9,164 繰入金 57,871 繰越金 9,498 【介護給付費準備基金】 H15末保有残高 5,795千円 H16繰入額 767千円 H16積立予定額 6,248千円 【町債】 財政安定化基金 借入総額 0千円 償還済額 0千円 借入残高 0千円	【介護保険特別会計（保険事業勘定）】 ・介護保険（保険事業） 1,719,742千円 （サービス事業） 560,810千円 【平成15年度決算額】 歳入総額 1,560,696,544 円 歳出総額 1,521,919,896 円 （歳入） （歳出） 千円 保険料 250,182 総務費 71,029 国庫支出金 409,153 保険給付費 1,432,952 道支出金 183,385 財政安定化基金拠出金 1,485 支払基金交付金 478,010 基金積立金 3,428 財産収入 1 公債費 3,872 繰入金 232,580 諸支出金 1,465 諸収入 7,384 前年度繰上充用金 7,691 繰越金 0 【介護給付費準備基金】 保有残高 5千円 本年度繰入額 0千円 本年度積立予定額 21,398千円 【市債】 財政安定化基金 借入総額 33,000千円 償還済額 3,672千円 借入残高 29,328千円	

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

協議事項	C-7 介護保険事業の取扱い	関係項目	
調整の内容			

現 況		調整の具体的内容
風 連 町	名 寄 市	
【納期】 普通徴収 第1期 7月15日から7月31日まで 第2期 8月15日から8月31日まで 第3期 9月15日から9月30日まで 第4期 10月15日から10月31日まで 第5期 11月15日から11月30日まで 第6期 12月15日から12月30日まで 【保険料率】 ・条例で3年に1回設定 平成12年度～平成14年度 基準額 3,582円 ・所得段階は1段階から5段階まで ・所得段階別保険料の算定 第1段階 基準額×0.5 (年額 21,400円) 第2段階 基準額×0.75 (年額 32,200円) 第3段階 基準額×1.0 (年額 42,900円) 第4段階 基準額×1.25 (年額 53,700円) 第5段階 基準額×1.5 (年額 64,400円) 平成15年度～平成17年度 基準額 3,725円 ・所得段階は1段階から5段階まで ・所得段階別保険料の算定 第1段階 基準額×0.5 (年額 22,300円) 第2段階 基準額×0.75 (年額 33,500円) 第3段階 基準額×1.0 (年額 44,700円) 第4段階 基準額×1.25 (年額 55,800円) 第5段階 基準額×1.5 (年額 67,000円)	【納期】 普通徴収 第1期 7月16日から7月31日まで 第2期 8月16日から8月31日まで 第3期 9月16日から9月30日まで 第4期 10月16日から10月31日まで 第5期 11月16日から11月30日まで 第6期 12月16日から12月30日まで 【保険料率】 ・条例で3年に1回設定 平成12年度～平成14年度 基準額 3,149円 ・所得段階は1段階から5段階まで ・所得段階別保険料の算定 第1段階 基準額×0.5 (年額 18,800円) 第2段階 基準額×0.75 (年額 28,300円) 第3段階 基準額 (年額 37,700円) 第4段階 基準額×1.25 (年額 47,200円) 第5段階 基準額×1.5 (年額 56,600円) 平成15年度～平成17年度 基準額 3,836円 ・所得段階は1段階から5段階まで ・所得段階別保険料の算定 第1段階 基準額×0.5 (年額 23,000円) 第2段階 基準額×0.75 (年額 34,500円) 第3段階 基準額 (年額 46,000円) 第4段階 基準額×1.25 (年額 57,500円) 第5段階 基準額×1.5 (年額 69,000円)	

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

協 議 事 項	C-7 介護保険事業の取扱い	関 係 項 目	
調整の内容			

現 況		調整の具体的内容
風 連 町	名 寄 市	
【第2期介護保険事業計画】 (計画策定の体制) 高齢者全体に対する施策を総合的に推進するため、介護保険事業計画と高齢者保健医療福祉計画を一体的に策定 (風連町介護保険事業等検討委員会の設置) 計画策定にあたり、8名の委員による「風連町介護保険事業等検討委員会」を設置し、円滑な事業運営と地域の特性に応じた事業の展開すべく学識経験者、保健医療福祉関係者、被保険者等の参加を得て、策定と検証を併せた委員会機能とした。 ・風連町介護保険検討委員会 年2回開催	【減免規程】 ・低所得の場合 (要件) ①世帯全員の年間収入を合算した額が、当該年度の老齢福祉年金額に当該世帯の構成員数を乗じて得た額以内 ②申請日において、世帯全員の預貯金額を合算した額が、300万円以内(単身にあっては150万円以内) ③申請日の属する年度の固定資産税の賦課期日において、その属する世帯の構成員が、当該世帯の居住の用に供する土地及び家屋並びに市長が活用することが困難であると認めた資産以外の資産を保有していないこと (減免額) 申請のあった日の属する年度に賦課する保険料で、政令第38条第1項第2号に掲げる者に係る保険料から、同項第1号に掲げる者に係る保険料を控除して得た額 (実績) 平成15年度 対象者 35人 減免額 396,700円 【第2期介護保険事業計画】 (計画策定の体制) 高齢者全体に対する施策を総合的に推進するため、介護保険事業計画と高齢者保健医療福祉計画を一体的に策定 (名寄市保健医療福祉推進協議会の設置) 計画策定にあたり、名寄市の特性に応じた事業の展開や幅広い市民の参画を計るため学識経験者、保健医療福祉関係者、被保険者等の参加を得て、名寄市保健医療福祉推進協議会を設置し、その下に2つの専門部会を置いた。 ・名寄市保健医療福祉推進協議会 13名 3回開催 ・高齢者部会 7名 2部会合同で ・保健医療部会 6名 4回開催	

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

協議事項	C-7 介護保険事業の取扱い	関係項目	
調整の内容			

現況		名寄市		調整の具体的内容
風連町				
【サービス提供体制の現状】 特別養護老人ホームは、80 床が整備されており、施設利用者数も高い。また、介護老人保健施設や介護療養型医療施設の利用先は、名寄市がほとんどを占めている。 居宅介護は、サービス利用が最も高いのは、訪問介護、通所介護（2 ヶ所）、短期入所が高い。入所を希望しているが、特養に入所が困難な状況下、限度額上限まで利用するケースも少なくない。 高額介護サービスも、特養に入所が困難になっていることから、他の施設を利用し、高額を支払う件数が増えてきている。		【サービス提供体制の現状】 平成 14 年に特別養護老人ホーム清峰園の改築を実施し、デイサービスセンターが 2 ヶ所となり、ショートステイも増床された。 また、市内病院のデイケアの新設や定員枠拡大、東病院の介護ベット新規指定や、市内病院 2 ヶ所がベット増床指定を受けた。平成 15 年には、2 ユニット 18 名のグループホームが新設され、平成 16 年においては、指定介護用品取扱店が、2 ヶ所新設されるなどサービス提供の基盤整備が急速に進んでいる。		
【第 3 期介護保険事業計画策定の課題等】		【第 3 期介護保険事業計画策定の課題等】		
(施設サービス関係) ・平成 19 年度国の参酌標準に対する現状利用率 老人福祉施設 標準 % H15・3 月 % 老人保健施設 標準 % H15・3 月 % 療養医療施設 標準 % H15・3 月 %		(施設サービス関係) ・平成 19 年度国の参酌標準に対する現状利用率 老人福祉施設 標準 1.5% H16・3 月 2.0% 老人保健施設 標準 1.1% H16・3 月 1.4% 療養医療施設 標準 0.6% H16・3 月 1.7%		
(居宅サービス関係) ・平成 19 年度国の参酌標準に対する現状利用率 グループホーム 標準 % H15・3 月 %		(居宅サービス関係) ・平成 19 年度国の参酌標準に対する現状利用率 グループホーム 標準 0.3% H16・3 月 0.2%		
(不足しているサービス) 通所リハビリテーション		(不足しているサービス) ・訪問入浴介護、ケアハウス ・社保審介護保険部会～痴呆ケア、生活圏域単位サービスの基盤整備		
(新設が計画されているサービス) 現状特にありません		(新設が計画されているサービス) ・グループホーム H17 2 ユニット 18 名 ・ケアハウス H19 1 棟 50 名		

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

協 議 事 項	C-7 介護保険事業の取扱い	関 係 項 目	
調整の内容			

現 況		調整の具体的内容
風 連 町	名 寄 市	
(町内サービス提供事業所の現状) ・風連町社会福祉協議会 ケアプラン・訪問介護 ・訪問看護ステーション ケアプラン・訪問看護 ・風連爽風会 デイ・サービス ・町在宅介護支援センター デイ・サービス	(市内サービス提供事業所の現状) ・名寄市社会福祉協議会 ケアプラン・訪問介護 ・名寄市社会福祉事業団 老人福祉施設・ショートステイ デイサービス・ケアプラン ・訪問看護ステーション 訪問看護・ケアプラン ・三愛病院 療養型医療施設・ケアプラン ショートステイ・デイケア ・吉田病院 療養型医療施設・デイケア 居宅療養管理指導 ・そよかぜ館 老人保健施設・ケアプラン デイケア・ショートステイ ・名寄東病院 療養型医療施設・ショートステイ 居宅療養管理指導・訪問リハ 訪問看護 ・名寄中央整形外科 療養型医療施設 ・里の家 グループホーム ・わんせるふ 福祉用具貸与 ・フレッシュケアいわた 福祉用具貸与 ・寿ケアサービス 訪問介護 ・名寄市立総合病院 訪問リハ ・名寄市居宅介護支援事業所 ケアプラン	

先進事例

■西東京市

- (1) 第1号被保険者の保険料、国民健康保険に加入している第2号被保険者の保険料については、新市において保険料統一の検討を行い、合併翌年度より新保険料を設定。ただし、合併年度についてはそれぞれ旧市の例による。
- (2) 第1号被保険者の普通徴収の納期、国民健康保険に加入している第2号被保険者の納期については、田無市の例による。ただし、合併する年度についてはそれぞれ旧市の例による。

■さぬき市

- (1) 保険料については、介護保険事業計画に基づき、適正な保険料を算定し統一を図る。
- (2) 納期は、国民健康保険税の納期を考慮し、統一を図る。
- (3) 基金は、合併時に全額を持ち寄る。
- (4) 要介護認定事務、保険料督促手数料、給付費、給付に係る事務処理委託については、現行のとおりとする。
- (5) 低所得者利用者負担対策事業は、現行のとおりとする。
- (6) 介護保険事業計画策定事業については、事業計画を統一して策定し実施する。